

序 文

宇和島城は、慶長元年（1596）、藤堂高虎が豊臣秀吉より愛媛県西南部一帯の宇和郡 7 万石を拝領した後、一支城であった中世山城の「板島丸串城」を、領地の支配拠点となる本城として城下町もあわせて近世城郭化をはかり、慶長 6 年（1601）に完成した水城となります。慶長 20 年（1615）、仙台伊達政宗の長男、秀宗が江戸幕府より宇和郡 10 万石を拝領したのは、“伊達 10 万石の城下町”として、江戸時代から今日に至るまで、愛媛のみならず四国西南部の中核都市としての役割を果たし、宇和島城はそのシンボルとして、市民に親しまれてきました。

宇和島伊達家 8 代宗城が明治政府に城跡の払い下げを願い出た文書の一文に、「～永世保存すべき勝区に候～」とあります。この精神にのっとり、宇和島城の本質的価値を明らかにし、その保存・管理に努め、後世に確実に継承するとともに、より多くの人に宇和島城の価値や魅力について理解を深めていただけるような活用・整備を図っていくために、平成 30 年度に史跡宇和島城保存活用計画を策定いたしました。そして、この度、保存活用計画のアクションプランとしての史跡宇和島城整備基本計画を策定に至りました。

この計画に基づき、史跡宇和島城の整備を市民の皆様とともに進め、次世代へ継承してまいりますので、御理解と御協力くださいますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました策定委員の皆様をはじめ、文化庁、愛媛県教育委員会並びに関係する皆様方に心から厚くお礼を申し上げます。

令和 6 年 3 月

宇和島市教育委員会
教育長 金瀬 聡

例 言

- 1 本書は、国指定史跡宇和島城（愛媛県宇和島市）に関する整備基本計画書である。
- 2 整備基本計画策定事業は、宇和島市教育委員会が令和4年度（2022）から令和5年度（2023）にかけて実施した。予算は国庫補助を受けて実施した。
- 3 事業実施に当たり、「史跡宇和島城保存整備検討委員会」にて検討を行い、その事務局は宇和島市教育委員会文化・スポーツ課に置いた。
- 4 策定に際しては、文化庁文化資源活用課整備部門、愛媛県教育委員会文化財保護課の指導・助言を受けた。
- 5 本書で使用した城郭の各部分の名称は原則宇和島伊達家史料の名称を使用した。
- 6 本書の編集は、宇和島市教育委員会が行った。
- 7 本書で使用した各種データ等は、宇和島市教育委員会に保管している。

目 次

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的	1
第1節 計画策定の経緯	1
第2節 計画の目的と対象範囲	2
第3節 委員会の設置	4
第4節 上位・関連計画	6
第2章 史跡宇和島城及び周辺の概要	17
第1節 自然的環境	17
第2節 歴史的環境	19
第3節 社会的環境	21
第3章 史跡の概要	33
第1節 史跡の概要	33
第2節 現状と課題	57
第4章 整備計画の基本理念と基本方針	92
第1節 基本理念	92
第2節 基本方針	92
第5章 整備基本計画	93
第1節 全体計画	93
第2節 地区別計画	102
第3節 公開活用計画及び管理運営計画	118
第4節 整備事業計画及び完成予想図	120

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的

第1節 計画策定の経緯

第2節 計画の目的と対象範囲

第3節 委員会の設置

第4節 上位・関連計画

第1節 計画策定の経緯

宇和島城は、16世紀末の築城から幾多の変遷を経て現在に至るまでの、宇和島市はもとより愛媛県西南部（南予）地域の歴史、文化、政治、経済等を語るに不可欠なものである。

400余年にわたる歴史をもつ宇和島城は、日本の近世の歴史を解明する上で貴重な文化財であり、今後、発掘調査や文献調査等による全容の解明とその適正な保存により、文化財としての価値を後世まで継承していく必要がある。また、文化財としての調査、研究、あるいは保存整備等の成果が広く国民に示され、歴史を学ぶ生きた教材として、人々の学習の場に活用されることが望まれている。

一方、宇和島城は、宇和島市を代表する観光地として、市民をはじめ数多くの人々が訪れており、宇和島市の観光産業にも寄与してきた。そして、都市計画公園の歴史公園でもある宇和島城は、市街地のほぼ中央部にある広大な面積を有する自然豊かな公園空間として都市計画上も重要な位置を占め、市民の憩いの場として利用されている。

また、宇和島城は平野部に広がる市街地内の中央部の孤立丘上に立地し、市街地四周から目に入り、地域のランドマークとなっており、宇和島市を視覚的に認識する重要な景観形成要素となっている。本丸にある重要文化財の天守からの眺めも良好で、宇和島市民にとって宇和島城は「ふるさと」を意識するための大切なシンボルとなっている。

以上のように、宇和島城は、その歴史性、文化性において、あるいは景観形成や良好な市民生活を支える都市機能空間として高い評価を受けつつも、現状の整備・活用は課題も多く、必ずしもこれらの評価を高める方向にあるとは言えない。そのため、現状における課題を整理しつつ、宇和島城の有する価値を顕在化し、史跡を次世代へと継承するための整備・活用の基本的考えを示した「整備基本計画」を策定すると考えられる。

そこで、宇和島城が有する貴重な文化財としての価値を高め、あるいは宇和島市の将来の都市づくりにとって有効な資質の評価を高めるため、宇和島城を宇和島市の歴史と文化の原点として、また、歴史と文化を活かした都市づくりの核として捉え、中長期的な視点を持って、中心市街地に位置する史跡宇和島城の整備についての方針を取りまとめた「整備基本計画」を策定し、継続的な整備・活用を進めて行くこととなった。

第2節 計画の目的と対象範囲

1 計画の目的

本計画は「史跡宇和島城保存活用計画」の理念と方針に基づき、史跡宇和島城の持つ本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に整備し、魅力ある地域資源として活用できうる具体的なあり方を示すことを目的とする。

2 計画の対象範囲

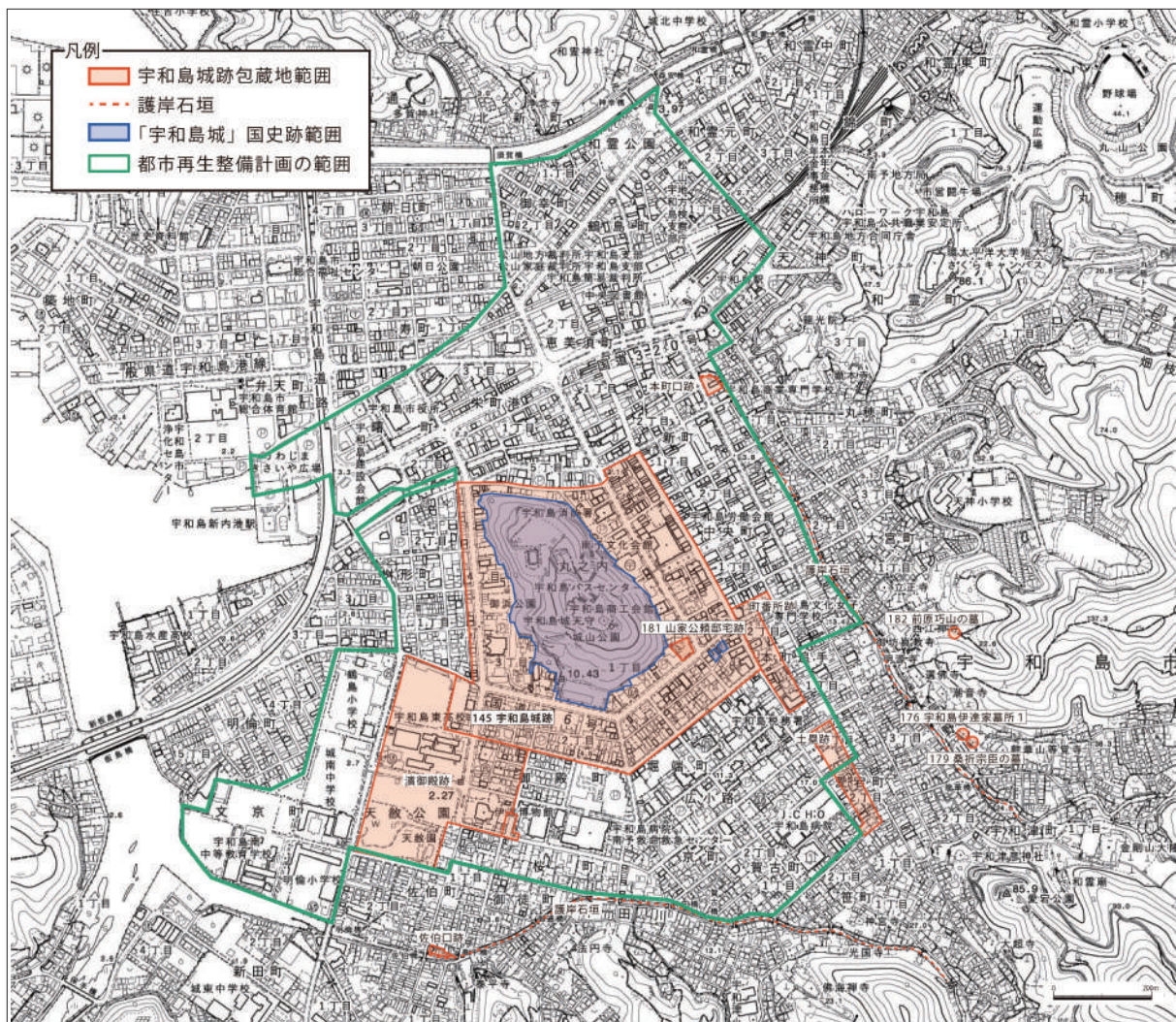
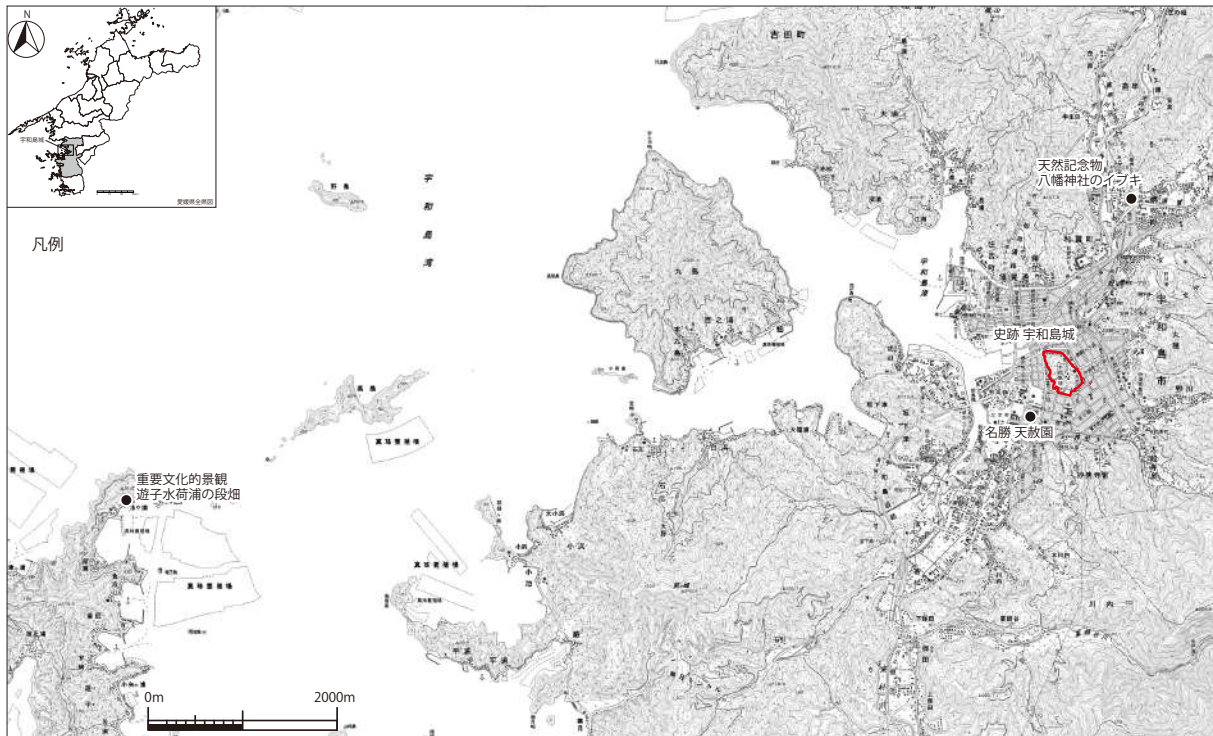
本計画の対象とする範囲は、原則として、史跡として指定された城山と呼ばれている丘陵地一帯となる「宇和島城」の範囲とする。しかし、かつてはこの城山の北側、西側は海に面し、丘陵裾部の平坦地には三之丸や総曲輪が取り巻き、これらは海水を引き込んだ堀で囲まれていた。さらに堀の東側、南側には武家屋敷、町屋、社寺等が配置された城下町が広がり、今も史跡指定地外においてもかつての宇和島城及び城下町を偲ぶことができる遺構や面影が残っている。

したがって、宇和島城の成立した歴史的背景や、その城地の選定に際して大きな要因となった地理的、地形的条件、あるいは宇和島城とともに歩んできた宇和島市の都市形成を考慮し、本計画の範囲を史跡指定地に限定することなく、海、堀に囲まれていたかつての宇和島城域を視野に入れるものとする。具体的には、文化財保護法に定められた「埋蔵文化財包蔵地」としての「宇和島城跡」、第4節の上位・関連計画で述べる都市再生整備計画範囲を対象範囲として提示する。



宇和島城下絵図（安政・文久頃）
【(公財) 宇和島伊達文化保存会蔵】

第1章 整備基本計画策定の経緯と目的



計画範囲図

第3節 委員会の設置

適正な計画立案のため、考古・近世史（文書）・山地保全・史跡整備・建築・修景・測量・石垣の専門家からなる「宇和島城保存整備検討委員会」を設置し、適時、指導助言を受けながら策定した。「宇和島城保存整備検討委員会」の構成及び協議過程については、以下に示す。

【宇和島城保存整備検討委員会】

名 前	役 職 等	分 野 等	備 考
下條 信行	愛媛大学 名誉教授	考古・総括 ※委員長	
内田 九州男	愛媛大学 名誉教授	近世史（文書）	令和5年3月31日退任
江崎 次男	愛媛大学 名誉教授	山地保全学	
小林 範之	愛媛大学大学院 農学研究科 生物環境学専攻 教授	土木工学	
田中 哲雄	元東北芸術工科大学芸術学部 歴史遺産科 教授	史跡整備	令和5年3月31日退任
三浦 正幸	広島大学 名誉教授	建築	令和5年3月31日退任
高瀬 要一	元奈良文化財研究所 文化遺産研究部 遺跡研究室 室長	修景・測量	令和4年12月28日退任
高瀬 哲郎	石垣技術研究機構 代表	石垣	令和6年1月24日退任
井上 淳	愛媛県歴史文化博物館 学芸課長	近世史（文書）	令和5年7月1日就任
佐藤 大規	愛媛大学社会共創学部 地域資源マネジメント学科 助教	建築 文化財学	令和5年7月1日就任

【オブザーバー】

文化庁文化資源活用課 整備部門（記念物）文化財調査官 岩井 浩介

愛媛県教育委員会文化財保護課 主幹 兵頭 勲（令和5年4月1日より）

埋蔵文化財G係長 兵頭 勲（令和5年3月31日まで）

学芸員 竹村 茄奈

【事務局】

宇和島市教育委員会 文化・スポーツ課

【開催経過】

回次	開催日時	検討内容
1	令和4年10月24日（月） 午後1時30分～午後3時30分	・計画の構成（目次案） ・第1章～第3章
2	令和5年3月29日（水） 午前9時00分～午後3時30分	・動線計画に沿った現地確認
3	令和5年9月6日（水） 午後1時00分～午後3時30分	・第1、2回会議の検討課題への対応 ・動線計画の再検討
4	令和6年2月21日（水） 午後1時00分～午後3時45分	・第3回会議の検討課題への対応 ・整備基本方針 ・地区別整備内容その1
5	令和6年3月13日（水） 午後1時00分～午後3時45分	・文化庁指導内容の説明、報告 ・第4回会議の検討課題への対応 ・地区別整備内容その2 ・事業計画の検討 ・とりまとめ



第2回委員会の現地視察状況

【委員による個別指導】

日時	内容
令和5年3月9日（木） 午後1時00分～午後3時00分	・江崎委員による現地指導 （樹木現況確認）
令和5年3月27日（水） 午前1時00分～午後3時00分	・三浦委員による現地指導 （主に作事所・上り立ち門地区）
令和5年10月20日（金） 午前9時00分～午後3時00分	・下條委員長による現地指導 （動線検討）

第4節 上位・関連計画

1 第2次宇和島市総合計画

第1次宇和島市総合計画の計画期間が平成29年度（2017）で終了し、第2次宇和島市総合計画を新たに策定した状態にある。

平成27年度（2015）に策定された「まち・ひと・しごと創生 宇和島市総合戦略」との整合性を図りつつ、引き続き魅力あるまちづくりを推進するための総合的かつ戦略的な行政運営の指針とするもので、基本構想と基本計画から成る。

急速に変化する社会経済情勢に的確かつ柔軟に対応できるよう、前期・後期ごとに見直しを行い、前期基本計画は平成30年度から令和4年度（2022）までの5年間、後期基本計画は令和5年度（2023）から令和9年度までの5年間としている。後期基本計画の政策目標として「にぎわい」「思いやり」「支えあい」「住みよさ」「学びあい」「共にあゆむ」「つなぐ」の7つを掲げている。

このうち史跡宇和島城に関連することがらとして、1-4 観光の振興（にぎわい）、3-6 公園の整備と緑化の推進（支えあい）、4-3 景観の形成（住みよさ）、5-4 文化芸術の振興と文化財の保存・整備・活用（学びあい）がある。

2 宇和島市教育振興基本計画

第2次宇和島市総合計画を踏まえ、教育行政の一体性をより明確にする観点から「生涯学習推進計画」「文化芸術振興計画」「スポーツ推進計画」及び「人権・同和教育推進計画」を包含した一体的な計画として令和4年3月に策定。計画期間は令和4～10年度（2022～2028）の7年間である。

そのうち宇和島城に関連するものとして「文化芸術振興計画」があり、「基本方針3 市民が誇れる歴史文化の継承」中に「基本施策1 文化財の保存と活用」を挙げ、主な取り組みとして宇和島城保存整備の推進を挙げている。

その内容として適切な保存管理の実施と本質的価値を理解してもらうための取り組みの推進の2点を示し、そのために各種文化財の適切な維持管理とデジタルアーカイブ化の推進及び各種媒体を活用した情報発信を事業として実施していく計画である。

3 まち・ひと・しごと創生 ― 宇和島市総合戦略

国が「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の基本的な考え方や政策5原則（自立性、将来性、地域性、直接性、結果重視）を基に、宇和島市における人口減少と地域経済縮小の克服、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、平成27年度からの5年間の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめたものである。

具体的な施策・事業で宇和島城に関わるのは「施策3：新規創業や商業の活性化を通じた雇用の場の創出」で、取り組み内容として、「西国の伊達と言われる宇和島藩の歴史をはじめとし、自然、

文化、食などの魅力を国内外へ発信し、宇和島への来訪者の拡大や、観光振興による地域経済の活性化。また自転車新文化の推進をはじめ広域的な観光の取り組みや観光情報の多言語化の推進、外国人観光客の受け入れ体制の強化などを通じた雇用拡大」を挙げている。

「観光振興事業」の実施を予定しており、事業内容として、「東アジア圏をターゲットとした広域観光商品の開発や国内観光プロモーションの強化。観光支援員の配置による観光客の受け入れ体制の整備。観光アプリ（伊達なうわじま安心ナビ）やホームページなど観光情報媒体の多言語化や無線LANの整備などによる外国人観光客の誘客やサービス向上の促進」を挙げている。

4 宇和島市都市計画マスタープラン

宇和島市の都市計画に関する基本的な方針であり、市が定める個別都市計画の指針となるもので、愛媛県が定める都市計画区域マスタープランに即するものである。

基準年次を平成27年（2015）、目標年次を令和22年（2040）、中間年次を令和12年（2030）とし、計画期間は令和3年（2021）から20年間とする。

都市づくりの基本的方向性が4つ示されているが、特に宇和島城と関連するのは「自然環境や歴史的・文化的景観等の本市を特徴づける地域資源を活かした魅力ある都市づくり」の中で「…現存12天守の1つ宇和島城天守に代表される様々な文化財等、本市を特徴づける地域資源を活かした魅力ある都市づくりを目指す」の部分である。

将来都市構造図の具体例の中に中心拠点として「宇和島城を中心とした城下町の景観づくり」が示されている。

【都市環境形成の方針】

◆歴史的町並みや文化遺産の保全と活用

歴史を活かした都市づくりを進めるため、宇和島城や和霊神社、四国八十八箇所霊場、岩松地区の歴史的町並み等の歴史的資源とそれらに調和した周辺の景観は、将来にわたって良好な環境を維持できるよう保全と観光的活用を図る。

◆個性的な景観形成

市内外の方が愛着を持つ都市づくりを進めるため、宇和島らしさが感じられる公共サイン等の導入を検討する。

【地域別構想—宇和島地域】

◆都市環境形成の方針

中心市街地にある宇和島城や和霊神社、城山公園周辺の地区では、歴史的文化的資源を維持、継承するため、計画的な保全や観光的な活用を図る。

5 都市再生整備計画

地域の特性を踏まえ、町作りの目標や目標達成のために実施する事業等を記載したものである。計画期間は令和3～7年度（2021～2025）の5年間で、主な事業の一つとして新伊達博物館建設が挙げられている。

計画の中で宇和島城については特筆されていないが、宇和島城のある「まちなかエリア」について、「まちなかエリアは「駅周辺エリア」、「社寺仏閣エリア」、道の駅「きさいや広場」がある

「ウォーターフロントエリア」、博物館がある「伊達文化エリア」に分かれ、エリア毎に資源や魅力を生かしたまちづくりを進めているが、各エリアの連携が十分とはいえない。「観光資源の魅力の再構築と合わせて、安全で快適な歩行空間の整備や案内看板等の誘導により、来訪者が長く滞在できるような、中心市街地全体の回遊性の向上を図る」ことが課題であるとしており、それに対する整備方針として、「主要な観光資源である伊達博物館の再整備とともに、宇和島市の歴史・文化・伝統を紹介・体験できる施設を整備することで、市民や観光客の利用・交流を図る」としている。

6 公共施設等総合管理計画

公共施設等の機能を適正に維持しつつ、また、将来の需要に柔軟に対応し、次世代の市民への負担をできる限り軽減する効率的・効果的な公共施設等の管理の基本方針を示すもので、計画期間は平成29～令和8年度（2017～2026）の10年間である。今後、本計画で定めた基本的な方針に基づき、個別施設毎の対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定していく。

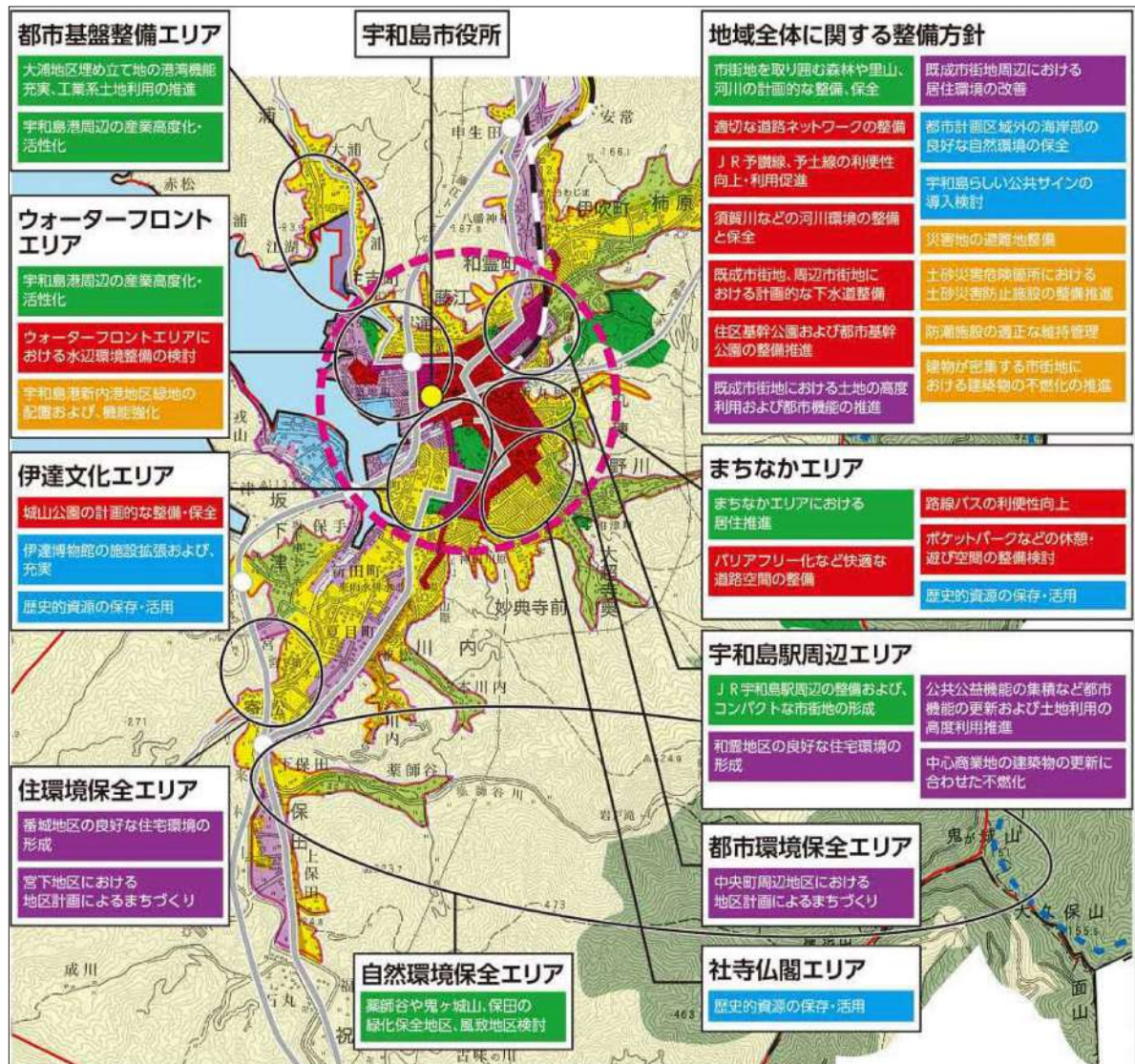
対象となる「市民文化系施設」のなかに「宇和島城天守」「藩老桑折氏武家長屋門」「穂積陳重・八束兄弟生家長屋門」が含まれており、いずれも耐震化は未実施である。これらを含む文化財建造物についての管理に関する基本方針は以下のように示されている。

文化財建造物は、一度失われてしまえば取り戻すことのできない固有の価値を持っているため、耐震改修の検討を行って、安全性の確保に努めていくとともに、利用者の安全確保を図るために施設の日常点検を定期的に行い、予防保全型の維持管理を進める。また、文化財の管理運営については、保存活用計画を策定し、基本方針や整備活用計画等に沿った整備工事や活用事業を進める。対象となる「公園」のなかに「城山公園（休憩所）」が含まれており、耐震化は未実施である。公園の管理に関する基本方針では、新耐震基準で建てられた施設以外の公園内施設について以下のように示されている。

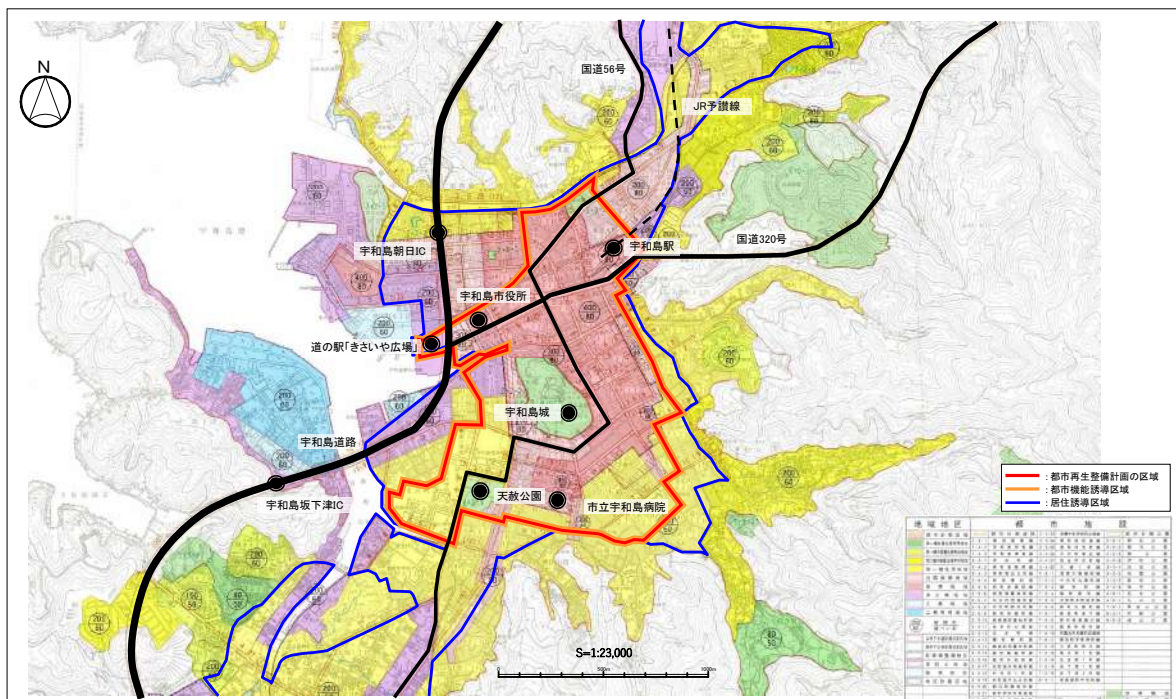
委託業者やボランティア等の協力による日常的な点検等により施設の老朽化の状況を把握し、必要に応じ、適切な修繕等を行って利用者の安全確保に努める。

対象となる「その他の施設」のなかに「城山ポンプ室」が含まれており、耐震化は未実施である。その他の施設の管理に関する基本方針は以下のように示されている。

施設の耐震化や老朽化、利用状況を把握した上で、費用対効果等を踏まえた施設の縮小や統廃合の検討を行うとともに、定期的な点検を実施して、予防保全型の維持管理や長寿命化によるライフサイクルコストの縮減に努める。



宇和島地域の都市づくり方針図



都市再生整備計画範囲図

7 えひめ文化財防災マニュアル 2018

愛媛県内に所在する文化財を災害等から守るため、所有者または管理者、国、地方公共団体や関係機関が連携・協力して防災対策に取り組むことで、文化財を適切に保存・継承するための手引きである。指定・未指定等を問わず全ての文化財が保護の対象となり、予防対策、応急対策、復旧対策について記されている。宇和島城に関する主な事項は以下のとおりである。

災害等	段 階	対 策
風水害等	予防対策	・石垣のふくらみ等の異変の有無を確認し、異変が有る場合には、必要に応じて立入や近寄りを制限する。積直しなど大規模な改修を行おうとする場合は、市町教育委員会と相談する。 ・文化財周辺の排水施設が適切に排水されているかどうか確認し、排水溝につまり等がある場合は早期に改善する。 ・樹木の倒木や落枝によって文化財の保存に影響が及ぶおそれがある場合は、必要な対策を実施する。
	応急対策	・不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）に損壊が生じた場合は、被害の拡大を防止するため、支持材による補強等の応急対策に努めるとともに、必要に応じて立ち入りを制限する。 ・不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）の損壊箇所はブルーシートで覆うなどの保全措置を講じる。破損・焼損した部材についても散逸しないよう保全措置を講じる。
地震・津波	予防対策	・国・県指定の建造物については、耐震予備診断の結果に基づき、必要に応じて耐震性能の向上を図るための対策を行う。特に国指定の建造物については、国が示す「地震に対する対処方針の作成指針」に基づき、物件ごとの対処方針を作成して耐震補強実施までの暫定的な方策を定める。
	応急対策	・不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）に損壊が生じた場合は、被害の拡大を防止するため、支持材による補強等の応急対策に努めるとともに、必要に応じて立ち入りを制限する。 ・不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）の損壊箇所はブルーシートで覆うなどの保全措置を講じる。破損した部材についても散逸しないよう保全措置を講じる。
火災	予防対策	・日頃から防火体制の整備や消防訓練を行い、火災が発生した場合に被害を最小限に留める。 ・文化財周辺での火気の使用は、原則禁止とし、火気使用禁止などの標識を設置する。
	応急対策	・不動産的な文化財（建造物や史跡・名勝など）の損壊箇所はブルーシートで覆うなどの保全措置を講じる。焼損した部材についても散逸しないよう保全措置を講じる。

8 宇和島城保存整備計画

平成7～8年度（1995～1996）の2か年をかけて策定。有識者、専門家からなる「宇和島城保存整備計画策定委員会」を組織し、史跡指定地及び周辺地域の現状把握を行い、以下の3つの方向性を定めた。

①文化財としての保存と価値の認識と活用整備

文化財保護並びに宇和島圏地方拠点都市地域の中心拠点地区として新たな都市づくりが求められている宇和島市にとって、宇和島城の文化財としての保存を大前提とし、その価値を市民をはじめ多くの人々に正確に、分かりやすく示し、また宇和島市の都市づくりにも歴史的文化遺産である宇和島城を活用していくことが大切であり、今後宇和島城の文化財としての保存とその価値の顕在化及び都市づくりへの活用することを第1の方向性とする。

②有効な機能の継承と拡充整備

宇和島城は文化財としての機能に加え、現有する公園等の各機能間の適正な調整を図ることを前提に、様々な有効な空間機能を継承しつつ、さらにこれら機能の拡充を図っていくことを第2の方向性とする。

③史跡地としての環境整備と周辺域の一体的整備

宇和島城を宇和島市の都市構造の核であり、また宇和島市のモニュメントとして捉え、その風致に十分配慮し、史跡指定地においては史跡としての価値にウエイトをおいた整備を行い、また合わせてかつての総郭跡や城下町といった周辺域においては、この史跡地を支える地区として一体的に整備を図ることを第3の方向性とする。

そして、第1次事業期間として平成9～19年度（1997～2007）までの11年間を想定し、具体的事業の内容としては、遺構分布調査・発掘調査・文献調査・石垣調査・植生調査などの基礎的各種調査に始まり、植栽管理、不要施設撤去、建物遺構などの表示や復原整備、石垣修理・土塀等復旧、解説板等設置、安全管理施設整備、休養・便益施設整備、防災施設整備、ガイダンス施設や資料館整備、周辺を含めた景観、修景整備などを挙げている。そして、史跡指定地については特性等により10地区に分け、地区ごとに整備項目や課題を整理、どの地区から優先的に事業を着手していくか、その実施計画等を立案するためにも、基礎的調査を優先して実施するとまとめている。

これにしたがって、平成9年度から基礎的調査を実施したところ、崩落の危険性が高く早急な修理を要する石垣が複数箇所を確認されたため、基礎調査を中断、平成10年度（1998）より石垣修理に着手した。それらの石垣修理と並行する形で平成23年度（2011）以降、本丸・二之丸での災害復旧事業も行い、令和3年度（2021）に完了した。

9 宇和島城保存活用計画

平成29～30年度（2017～2018）の2か年をかけて策定。有識者、専門家からなる「宇和島城保存活用計画策定委員会」を組織し、史跡指定地及び周辺地域の現状把握を行い、「宇和島城の価値と魅力を引き出し、行政・市民・地域で守り、活かす」の基本理念の元、以下の基本方針を定めた。

【保存管理】

- ①宇和島市民のみならず国民的に貴重な文化財である宇和島城を適切に保存し、後世に確実に継承する。そのために、保存管理の基本である史跡範囲の確定・周知と公有化を推進する。
- ②史跡宇和島城の本質的価値を継承するために、史跡を構成する諸要素を適切に保存管理する。特に貴重な文化財であることを基本として市街地中心部に独立丘陵として遺存する豊かな自然空間としての機能との調整を図る。
- ③史跡や周辺関連地の調査研究を進め、史跡の保護に必要な範囲については、公有化や追加指定を図るとともに、周辺環境の保全を図る。

【活用】

- ①地域の歴史を物語る貴重な歴史的遺産として、学校教育や社会教育において有効活用を図る。
- ②天守を遺存する地域のシンボルとしての史跡を、文化的観光資源として様々な活用を図る。
- ③宇和島城とかつての城下に遺存する関連資源を有機的に連携し、総体的な遺跡の理解と宇和島城関連資源の一体的活用を図り、「お城をみるまち」をめざす。

【整備】

- ①史跡の価値を維持し、また顕在化するために、保存施設や遺構の復旧等の保存のための整備を各種調査成果に基づいて計画的に実施する。特に城の特徴である天守や築城・修理の変遷を示す各時代の石垣や城の機能を示す郭の顕在化のための必要な整備を図る。
- ②市内高所に遺存する天守の視点場としての機能の維持や、周辺地点に天守や石垣を望むビューポイントを設定・整備し、「お城の見えるまち」をアピールする。そのために必要な樹木の伐採等を行う。
- ③丘陵斜面や山中・山頂・山裾の曲輪等からなる史跡の保存活用のために、ガイダンス等公開・活用のための施設や、防災施設等維持管理施設、管理施設等を整備する。

【運営・管理】

- ①身近な文化財として地域に親しまれるためにも、地域の歴史・文化の担い手である地域住民や関連団体・組織との協働による保存活用を図る。
- ②地域住民等との協働による保存活用を進めるために、行政内部を含めた関係機関・団体等との連携した保存活用のための体制づくりを進める。

また、史跡宇和島城の本質的価値として以下の3点を挙げ、市民とのかかわりの歴史の中で醸成された価値として3点を挙げた。

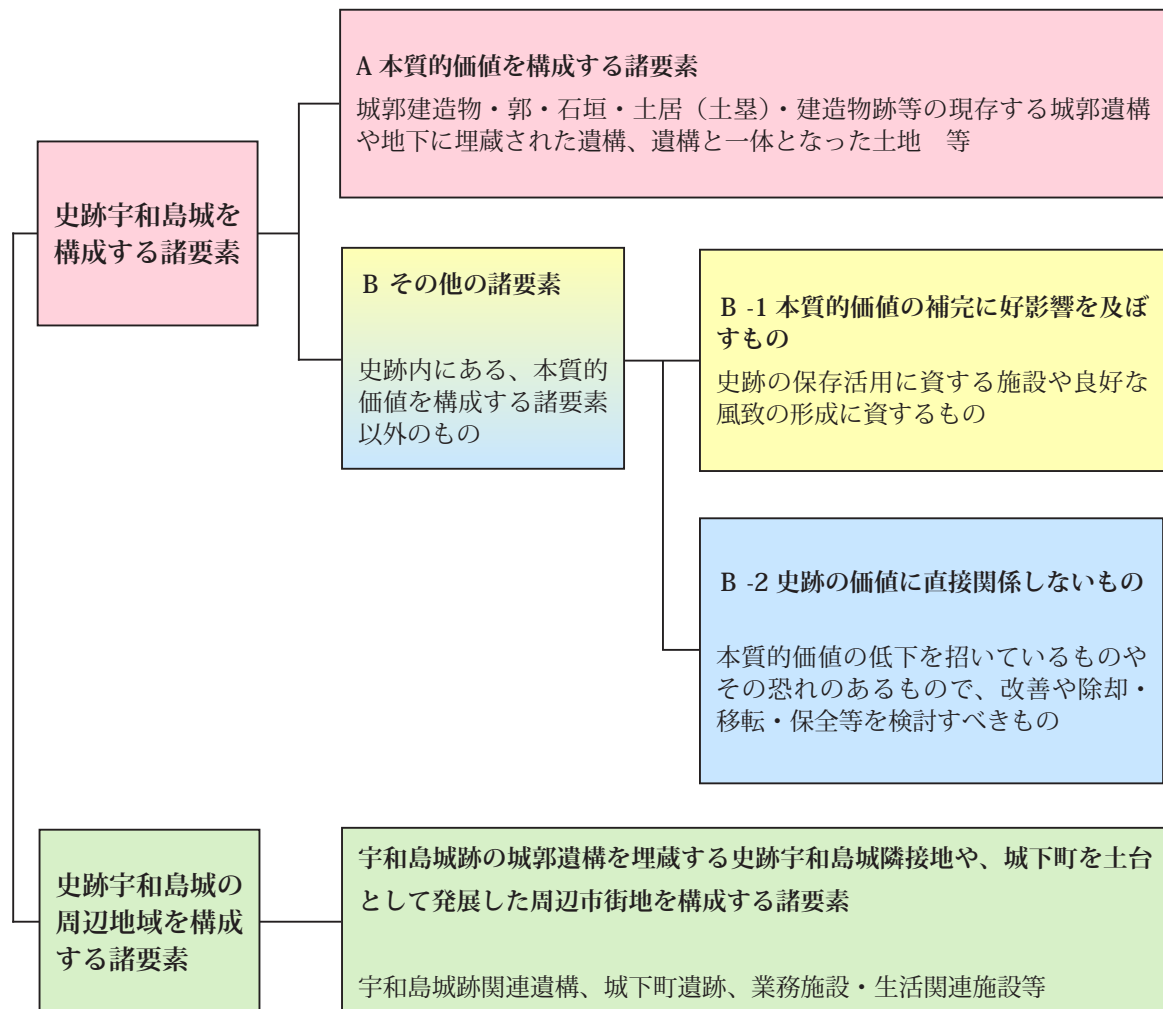
【本質的価値】

- ①現存天守を有する貴重性
- ②遺存状況が良好な石垣等遺構が物語る歴史性
- ③新たな知見と活用が期待できる作事所などの平地遺構

【市民とのかかわりの歴史の中で醸成された価値】

- ①宇和島市のシンボルとしての価値
- ②まちづくり行政の中核的存在
- ③市民に親しまれてきた歴史公園、公益空間としての機能

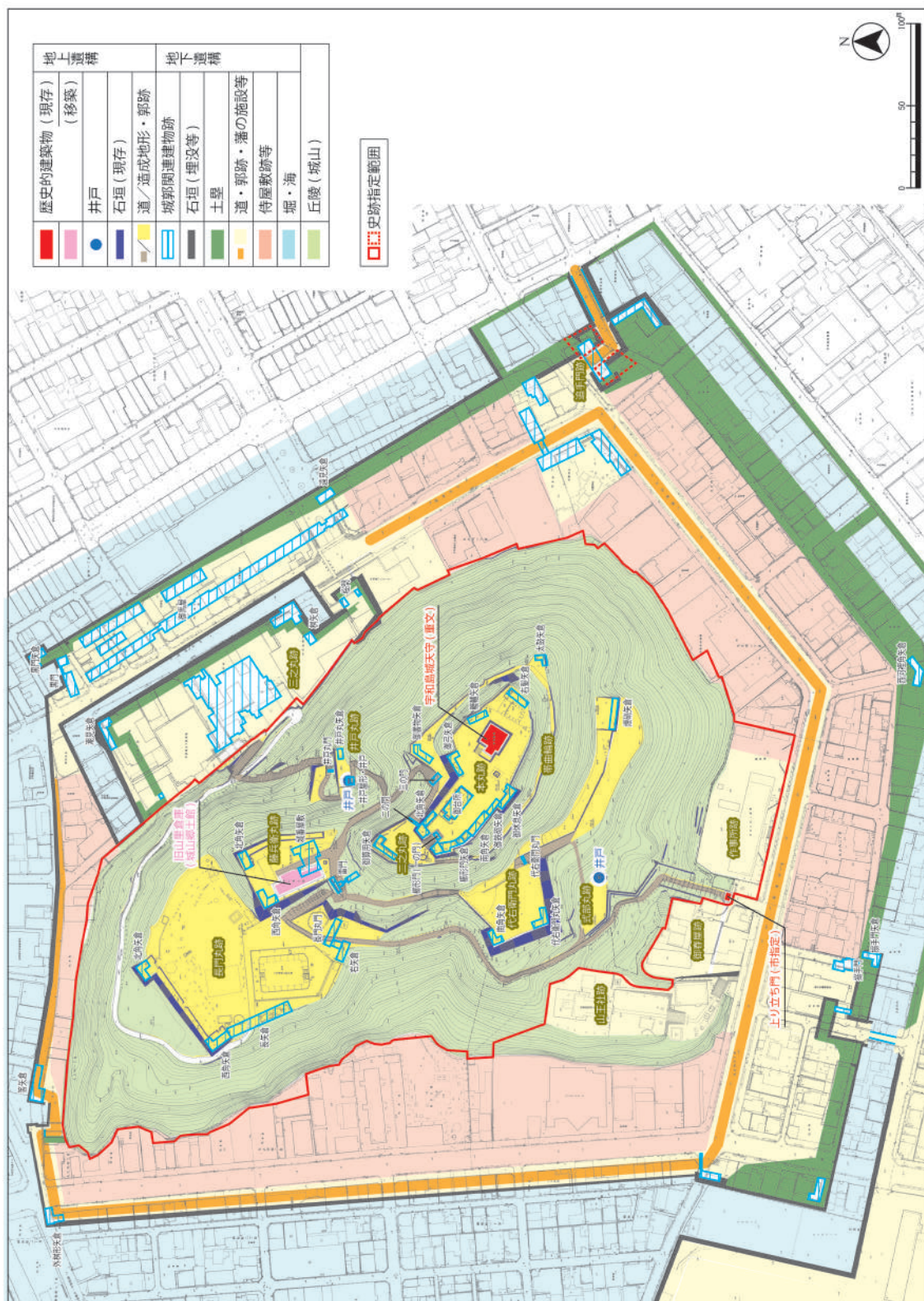
【史跡を構成する諸要素】



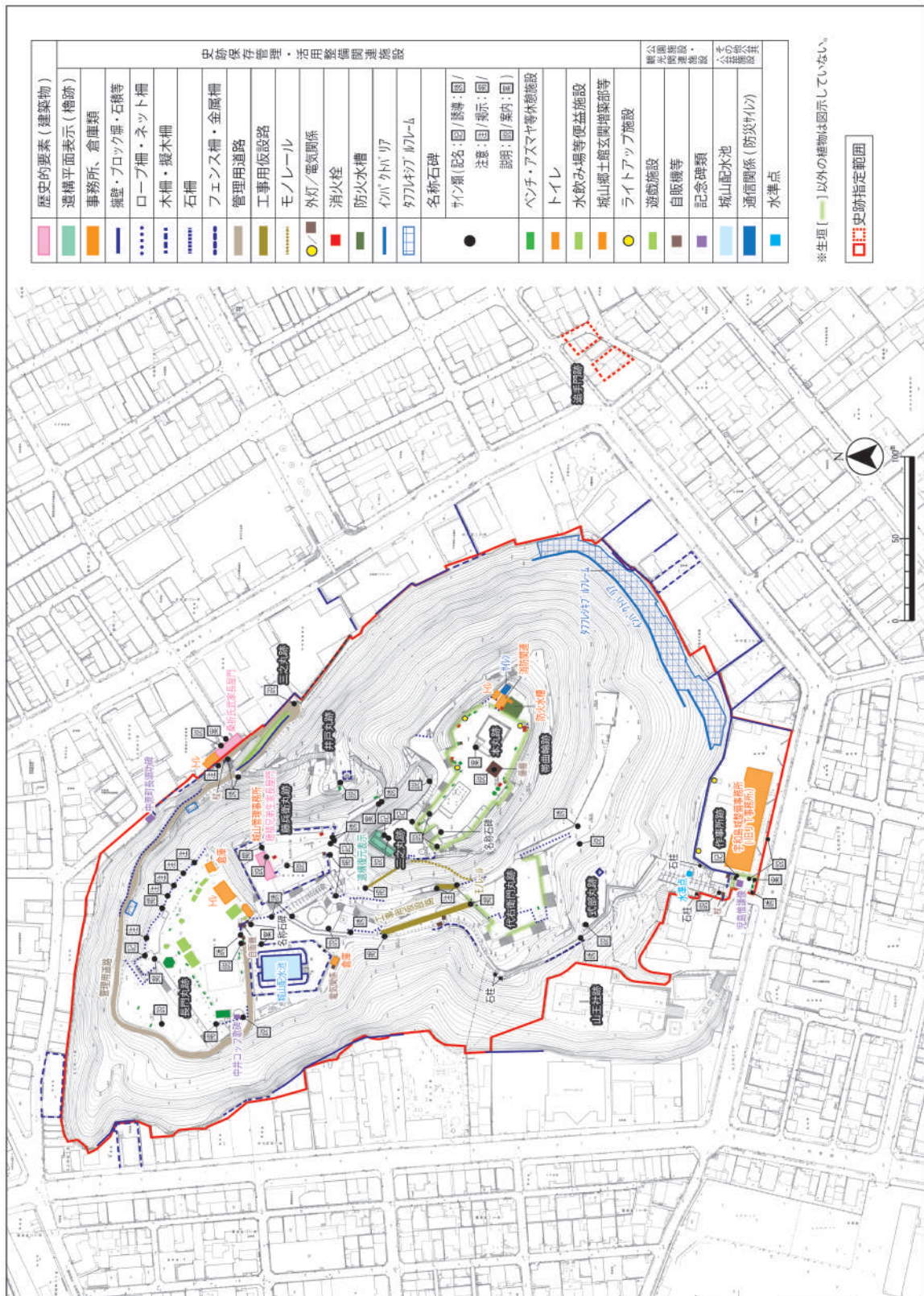
【史跡宇和島城を構成する諸要素】

A 本質的価値を構成する諸要素	
地上遺構	歴史的構造物：造成地形、郭（本丸、二之丸、長門丸、藤兵衛丸、作事所跡等）、石垣、土居（土塁）・建造物跡・門・櫓・堀跡等建物 【移築城郭関連建築物】旧山里倉庫（城山郷土館）
地下遺構	宇和島城関連：門・櫓・御台所・堀・作事所等建物跡、石垣（石垣基礎部や現存石垣の内部に埋没している古い石垣）、排水遺構、道跡、中世城郭関連遺構等
遺構と一体になった土地	城郭遺構が築かれた地盤となる土地や地形（丘陵地及び裾部平坦地） 史跡に好影響をあたえている植生（管理されている自生樹木、史跡整備としての植栽木）

B その他の諸要素		
B-1 本質的価値の補完に 好影響を及ぼすもの	史跡の保存活用 関連施設	遺構表示施設：遺構平面表示（櫓跡） 保存施設：遺構等説明板・遺構等記名板 管理運営施設：城山管理事務所、倉庫類、宇和島城整備事務所（旧JT事務所）、堀・柵類、管理用道路、水栓等設備関係（側溝等）、電気関係等 防災施設：消火栓、防火水槽・揚配水ポンプ、急傾斜地崩壊対策施設（擁壁、フェンス等） 公開活用施設：案内・誘導板、ベンチ・アズマヤ等休憩施設、トイレ・水飲み等便益施設、城山郷土館玄関増築部・内部展示物、ライトアップ施設（一部公園施設等含む） その他：1等水準点（S7・陸地測量部設置）
B-2 史跡の価値に直接関係しないもの	公園施設・ 観光関連施設等	公園・観光施設等：石碑、植物記名板、砂場・ブランコ・滑り台・シーソー等遊戯施設、自販機、【移築建築物】穂積兄弟生家長屋門 記念碑類：城譲渡記念碑（S42）、児島惟謙像（S60）、中井コップ歌碑（S35）、中原町長頌功碑（T8）
	その他公益施設	その他公共施設：城山配水池、通信関係（防災サイレン）
	史跡に悪影響を 及ぼす植物	自生木及び草本植物：クスノキ・カゴノキ・ムクノキ・エノキ等広葉樹、イヌマキ等針葉樹、草本類 植栽木：クスノキ（代右衛門丸・明治期）、サクラ類、フジ（藤棚）等
	生活関連施設	民有地内建築物・工作物：住宅、幼稚園、店舗、駐車場（屋根付き）等



A 本質的価値を構成する諸要素図



第2章 史跡宇和島城及び周辺の概要

第1節 自然的環境

第2節 歴史的環境

第3節 社会的環境

第1節 自然的環境

1 地形・地質

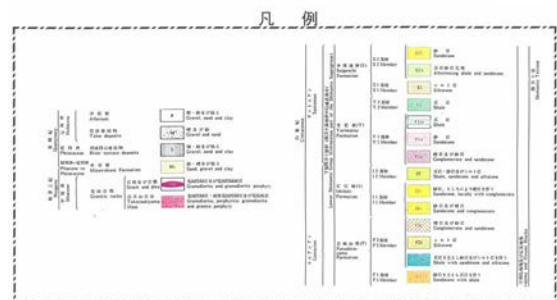
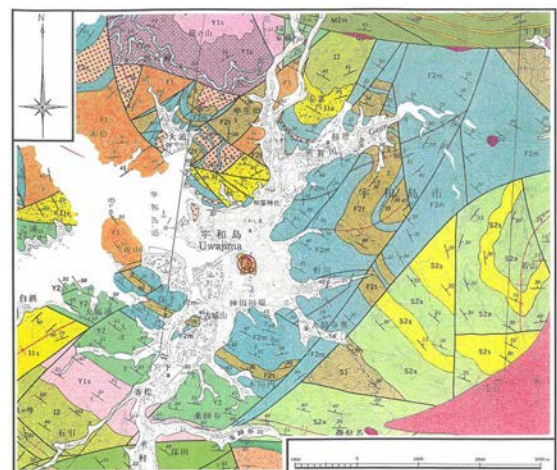
宇和島市は、愛媛県西南部に位置しており、北は西予市に、東は鬼北町・松野町、南は愛南町・高知県宿毛市・四万十市に接している。西は宇和海に面し、入り江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス海岸が続き、5つの有人島と多くの無人島がある。海岸部の平野や内陸部の盆地に市街地や集落が点在しており、平野部を縫うように流れる河川の多くは宇和海へ注いでいる。

宇和島城周辺は須賀川、辰野川等の河口部に形成された沖積平野で、その中心に宇和島城のある城山が比高73mの孤立丘としてある。地質的には仏像構造線の南側の四万十帯に位置し、白亜紀の堆積層である下部四万十層群が広く分布している。宇和島城のある丘陵はシルト岩、砂岩が主に分布、周辺は頁岩、泥岩の粗粒であるシルト岩、礫岩、砂岩などからなる。二之丸跡で実施したボーリングによる地質調査では、以下の通り、脆弱基盤であることが示されている。「基盤層となる砂岩は、細粒砂岩主体で一部白色を呈するシルト岩～凝灰質岩を伴う砂岩優勢層（強風化砂岩優勢層、風化土層）である。強風化層砂岩優勢層は、脆く強い指圧により砕け、岩片～礫状～細粒砂状となり、風化土層は特に風化作用が著しく、部分的に岩組織を残すが土砂化が進行しており、砂質土状の様相を呈する。水分を含むことによって軟質となる傾向があり、特に白色を呈する層は吸水性が高く、著しく軟質となる性質が認められた。」

この状況は、平成26年（2014）に斜面崩壊をおこした本丸跡で確認された状況であり、今後の石垣修理等において、対策を講じる必要がある。



宇和島城周辺の地形図

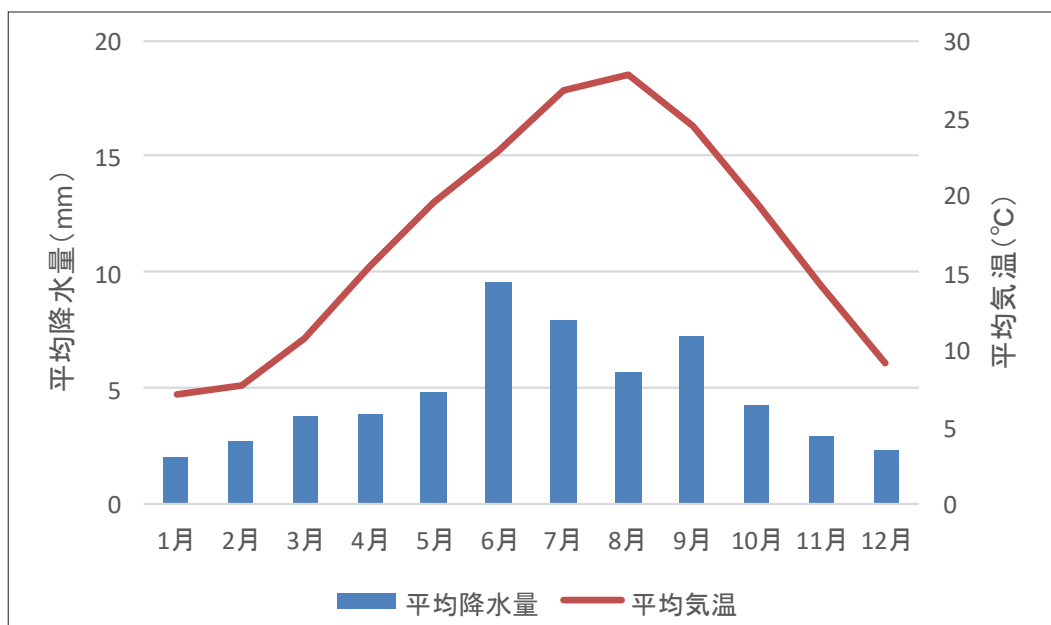


宇和島城周辺の地質図

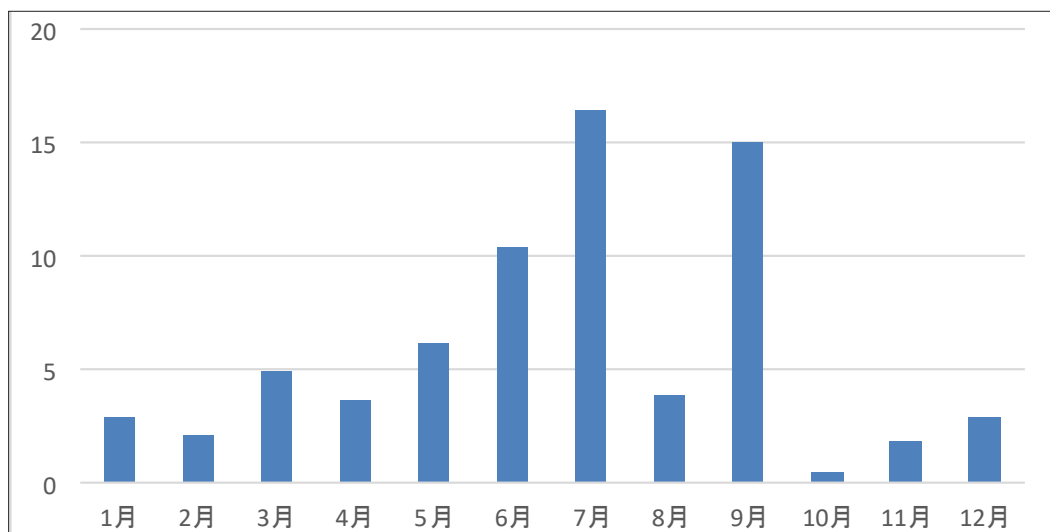
2 気象

気候は、瀬戸内地区と太平洋沿岸地区の中間に位置して、年平均気温は 16 ～ 18℃ で四季を通じて温暖であり、降水量は夏期に多く、梅雨前線の影響や台風の通過が多い年では年間 2,500mm を超えることもある。また、西側が豊後水道に面し、東側に 1,000 m 級的高峰が連なることから、冬期は北西の季節風が吹き、海岸部と山間部では、気温や降水量の差がみられ、山間部では積雪や結氷もみられる、さまざまな気候をあわせもっている。

なお近年の自然災害では、平成 30 年 (2018) 7 月に梅雨前線の停滞と台風の影響により全国的な豪雨被害が発生したが、宇和島市においても 7 月 7 日の時間雨量が 100mm に迫る記録的大雨となり、特に吉田地区では河川の氾濫や広範囲での浸水被害を受け、他にも市内各所で多数の土砂崩れが発生した。



平成 3 年 (1991) ～ 令和 2 年 (2020) の平均降水量・気温のグラフ (気象庁データに基づき作成)



平成 30 年 (2018) の降水量グラフ (気象庁データに基づき作成)

第2節 歴史的環境

宇和島城のある宇和島市は「伊達 10 万石の城下町」として発展してきたが、そのはるか以前から人々の生活が営まれていたことがわかっている。

市内中心部周辺の先史時代の遺跡は、現在のところあまり多くは確認されていないが、少なくとも縄文時代前期には先人の生活が展開されていた。宇和島湾に面する三浦無月地区の水田から、縄文時代前期の土器が発見されたが、これは岡山県倉敷市羽島貝塚出土の土器と酷似したもので、西予市城川町の中津川洞遺跡から多量に出土していることから、県下では中津川式土器と呼ばれているものである。また、市内中心部北の伊吹町からは縄文時代後期の遺物が採取され、土器（伊吹町式土器）をはじめ、大分県国後半島沖の姫島産の黒耀石が多量に出土し、豊後水道を介しての当時の交易を物語る貴重な遺物となっている。その後の弥生時代の遺跡としては、伊吹町東部の柿原地区の標高約 100m の台地先端部に位置する拝鷹山貝塚から、弥生時代後期の甕形土器、壺形土器、高坏土器、嘴状礫器などが発見された。

歴史時代になると、「日本書紀」の持統天皇 5 年（691）に、はじめて宇和郡の名が現れる。平安時代中期の「和名類聚抄」によれば、そのころ伊予国は 14 の郡に分かれていたが、その中に宇和郡の名が見られ、宇和郡には、立間（多知末）、石野（以波野）、石城（以波岐）、三間の四郷があると記されている。宇和島港の西方約 22km 地点に浮かぶ日振島は、神武天皇の東征の際、火を振って安全な海路を知らせたという伝説をもつが、平安時代中期に藤原純友が日振島を拠点にして反乱を起こした島として知られている。この藤原純友を討った警固使橘遠保が、その功により宇和郡に勢力をもち、子孫が土着して豪族となった。鎌倉時代になると宇和郡は橘氏に代わって西園寺氏の荘園となり、天正 3 年（1575）に西園寺宣久が板島丸串城（後の宇和島城）の城主となった。宣久が板島丸串城を本城とする以前は、南方の亀が渚城（現在の古城山）が本城であったが、この他にも宇和島が海陸の交通の要衝であったことから、剣が城・おこげ城・赤烏帽子城・秀松城・板島城・高麗城等多くの城や砦が築かれている。

宇和郡は、その後長宗我部氏の支配を経て、豊臣秀吉の四国平定に際して、天正 13 年（1585）には伊予国は小早川隆景の所領となり、その後天正 15 年（1587）に戸田勝隆が宇和・喜多両郡に封じられたが、文禄 3 年（1594）に勝隆が病死すると、翌年の文禄 4 年（1595）に藤堂高虎が宇和郡 7 万石の領主となった。

高虎は板島丸串城の築城に着手し、また城下町の建設を行った。高虎の時代にどの程度の城下町が建設されていたのかは明らかではないが、10 万石の領主として元和元年（1615）に仙台伊達政宗の長男、秀宗が入部した折には、侍屋敷が 250 余軒あったという。城は五角形をなし、北方は宇和島湾に突き出た海城で、東と南は城下町に接し、海水を導入した堀で囲まれていた。城下町の東部には辰野川が、南部には神田川が流れ、城下町の外堀的な役割をしている。辰野川は高虎の築城の際に、川筋を変え、外堀としての役目をもつようにしたといわれる。城下町はこの 2 河川と城堀との間に形成され、武家町は城内と東南部にあり、重臣の屋敷地は堀端や城内に置かれ、御小人町、御持筒町、御足軽町などは城下の縁辺部に配された。また城の東側を中心に裏町、本町、袋町、佐伯町などの町人町が、2 河川の山手側に寺院群が配置された。なお、堀内の三之丸にあった城主居館は、宇和島伊達家 2 代宗利の寛文 12 ～延宝 4 年（1672 ～ 76）に、城の南側を埋め立て浜御殿が築造されて城外に出ている。浜御殿は 7 代宗紀の隠居所として改造

され、御殿（南御殿）と庭園（天赦園）が新たに造られた。宇和島伊達家の治世は9代、明治の版籍奉還まで続き10万石の城下町として発展を遂げた。

8代宗城は、越前の松永慶永、薩摩の島津斉彬、土佐の山内豊信とともに、「幕末の四賢侯」の一人に数えられ、宇和島藩は幕末維新の激動期にその名を天下に知らしめた。宗城は安政年間（1854～60）に将軍家の跡継ぎ問題や安政五か国条約の非難で隠居を命じられたが、のち禁を解かれ、文久3年（1863）朝廷参与となった。この間、幕府に追われる洋学者高野長英や村田蔵六（のちの大村益次郎）を宇和島に招き、蘭学を興し、西洋兵書の翻訳などにあたらせた。また砲台を築き、英国式兵制を採用して軍備を拡充した。また、海産物・農産物の製造専売を進めるなど藩内の殖産興業を奨励して、民政にも尽くした。維新後は、外国官知事、民部卿、大蔵卿などを歴任した。このような中で、宇和島からは、法学の祖といわれる穂積陳重・八束兄弟、大津事件の審理にあたり、司法権の独立を守った大審院長の児島惟謙、新聞人、政治家、小説家として活躍した末広鐵腸、「鉄道唱歌」で知られる国文学者・詩人の大和田建樹、詩人中野逍遙など、多くの人材を輩出した。

明治22年（1889）の町村制施行により宇和島町になり、大正6年（1917）に丸穂村を合併、同10年（1921）に八幡村を編入して市制を施行した。さらに昭和9年（1934）に九島村を合併、昭和30年（1955）に三浦村、高光村、32年（1957）に来村、49年（1974）に宇和海村を合併して今日に至っている。途中、第2次世界大戦の末期の昭和20年（1945）には、前後9回にわたる空襲を受け、実に市街地の7割を焼失する被害を被り、古い町並みの大部分は失われてしまったが、戦後の復興事業等の努力により、今日の姿を築き上げてきた。

このように長い歴史の中で、宇和島市は愛媛県南予地方の政治、経済、文化の中心地としての役割を果たし続けてきたが、これらの歴史を伝える文化財が市内には多く残されている。

宇和島市の指定文化財の総数は165件で、国指定・選定が9件、県指定が28件、市指定が123件、国登録が5件となる。宇和島城及び周辺の指定文化財では、国指定重要文化財である現存12天守のひとつを擁する宇和島城（国史跡）、大名庭園の天赦園（国名勝）、最もよく知られている秀吉の肖像画で、国指定重要文化財に指定されている豊臣秀吉像（公益財団法人宇和島伊達文化保存会）などがある。この秀吉像や甲冑、屏風、古文書など伊達家関係資料を中心した貴重な資料が御殿（御浜御殿）跡に立つ市立伊達博物館に展示されている。また、宇和島城には先の重文天守のほか、宇和島城内に唯一現存する城門である上り立ち門（市有形文化財）があり、武具庫と伝わる山里倉庫、穂積陳重・八束兄弟の生家長屋門が城内藤兵衛丸に移設されている。その他にも城下町の守りとして山麓に配された寺社群も今日まで多く残っており、等覚寺、大隆寺には伊達秀宗の墓（県史跡）・宇和島藩主伊達家墓所（市史跡）がある他、大隆寺には富田知信、信高画像（県有形文化財）、金剛山庭園（市史跡）、秀宗の下で藩政に尽くしたが、不遇の死を遂げた山家公頼の墓（市史跡）などがある。なお城内丸之内にあった山家公頼の邸宅跡（市史跡）は丸之内和霊神社となり、また市街地北にも公頼を祀った和霊神社がある。等覚寺には宗秀四男で城代家老として仕えた桑折宗臣の墓（市史跡）や、竜華山庭園（市名勝）もある。戦災を免れた藩老桑折氏武家長屋長屋門（市有形文化財）は道路拡幅に伴い、昭和27年（1952）に現在の宇和島城北登山口に移設されている。また、枯山水の庭園（県名勝）がある西江寺、国指定天然記念物のイブキがある八幡神社など枚挙にいとまがない。

以上のように、宇和島城周辺は先の大戦で大半を焼失したというものの、優れた歴史的環境を有しているといえる。

第3節 社会的環境

1 人口・世帯数

令和2年（2020）の国勢調査によれば、総人口は70,809人、男性33,213人、女性37,596人となっている。平成27年（2015）の総人口は77,465人で6,700人弱、率にして8.6ポイント減少した。世帯数についてみると、総世帯数は31,452世帯となっており、1世帯あたりの人数は2.25人となっている。65歳以上の老年人口は40.05%と県平均の33.4%を上回っている。

宇和島城周辺の市街地（都市再生整備計画範囲）には令和5年（2023）4月1日時点で4,757人が居住し、年代毎の割合は、0歳から19歳が11.67%、20歳から39歳が16.59%、40歳から59歳が26.05%、60歳から79歳が31.07%、80歳以上が14.63%であった。同じ時期の宇和島市全体では、0歳から19歳が13.41%、20歳から39歳が14.09%、40歳から59歳が24.97%、60歳から79歳が33.21%、80歳以上が14.33%であり、宇和島城周辺の市街地では20歳から59歳までの割合が多く、19歳未満と60歳から79歳の割合が少ないという傾向が見られた。

2 産業

宇和海に面し、豊後水道にも近いことから、漁業が古くから発達し、水産物市場を有することから、多種類の魚貝類の取引がなされる。磯釣りのメッカとして知られる御五神島をはじめとする大小さまざまな島を擁する宇和島湾には、リアス海岸の深い入り江が多く、優美な景観を呈している。その入り江では、真珠及び母貝の養殖が盛んであり、質の高い真珠を産出している。水産業だけでなく、宇和島の名を冠す「宇和島みかん」等果実及び稲作等を中心とする農業生産も盛んであり、生産年齢人口の20%を一次産業就業人口が占めている。また、かまぼこ・じゃこ天等の水産加工が盛んである。

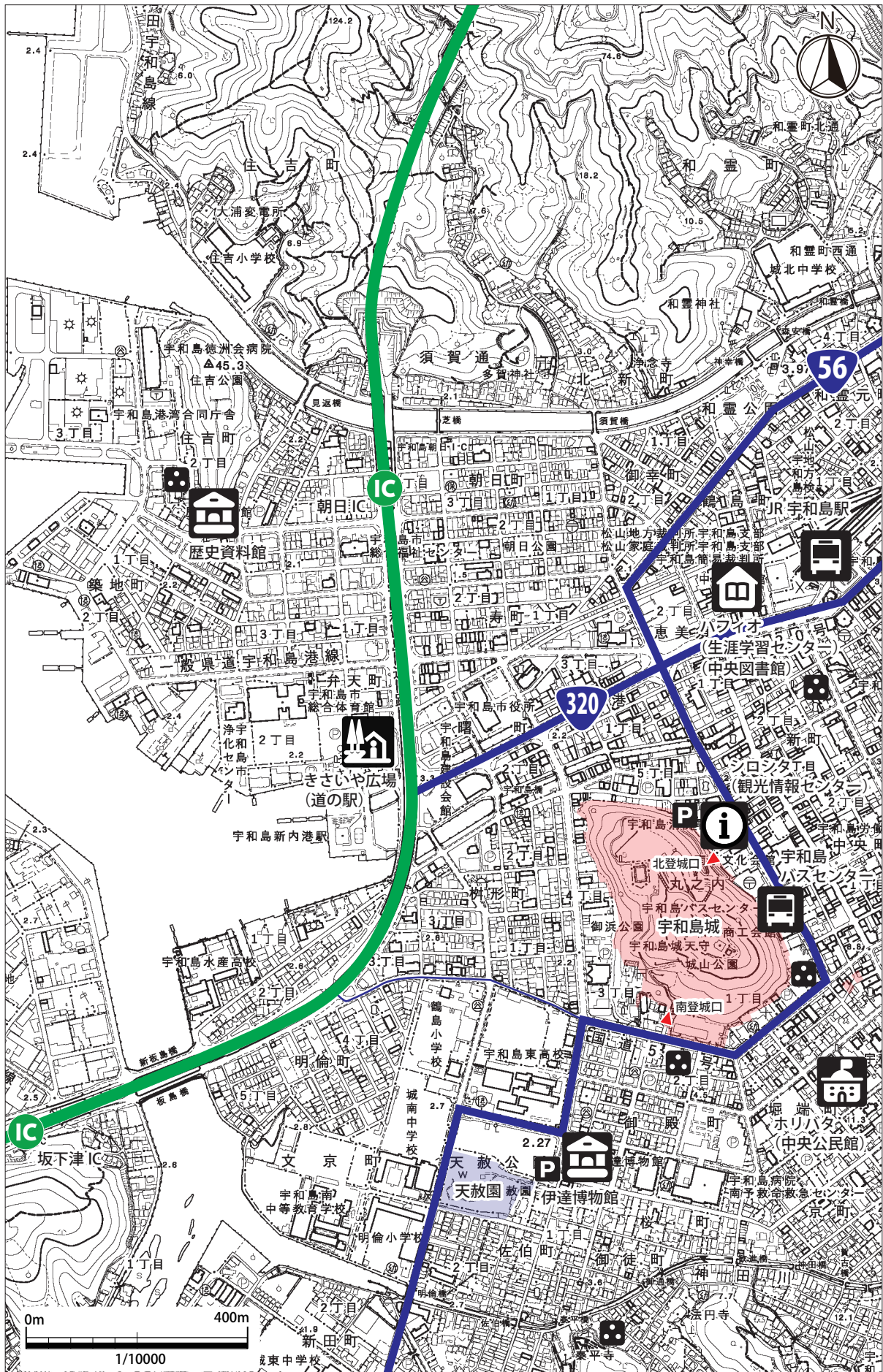
3 交通等

本市は南北に縦断する国道56号と、海岸線沿いに続く国道378号とが交わっており、更に市の東部に接する鬼北町へ延びる国道320号が交差している。また主要地方道としてJ R予土線沿いに、広見三間宇和島線及び西予市へ続く宇和三間線が延び、三間地区を通っている。そのほか、津島地区から、高知県宿毛市へ延びる宿毛津島線、内陸から愛南町に続く宇和島城辺線、海岸線を延びる宇和島下波津島線等が主要地方道に指定されている。高規格道路では平成27年（2015）に国道56号バイパスの宇和島道路（無料区間）が開通し、宇和島市から松山自動車道を経て松山市間が高速道路によって接続された。鉄道は、J R予讃線の宇和島駅、北宇和島駅、高光駅、伊予吉田駅、立間駅、J R予土線は北宇和島駅、務田駅、伊予宮野下駅、二名駅、大内駅がある。宇和島駅は特急停車駅で、松山駅まで約1時間20分となる。宇和島城は鉄道では宇和島駅から直線距離で約500m地点にあり、道路では宇和島道路・宇和島朝日ICからは国道320号・56号を介して5分以内で到達するなど鉄道・広域道路との連絡状況は良好である。

第2章 史跡宇和島城及び周辺の概要



周辺道路交通網図



現在、宇和島城の主要登城口は三之丸跡に移築された藩老桑折氏武家屋門のある北登城口となる。ここには、観光情報センター「シロシタ」と46台収容可能な駐車場が整備されている。J R宇和島駅から北登城口までは約1km、徒歩・路線バス・タクシーのいずれかでの移動となる。徒歩については、320号から56号を南下するルートと、320号からアーケード街（きさいやロード）を通るルートがあり、何れも誘導サインが整備されている。また、松山・関西方面からの高速バスについては、北登城口から200m足らずの位置に停留所がある。道路では、北登城口付近の交差点の両車線ともに宇和島城の標識が設置されている。

なお、上り立ち門が位置する南登城口については、駐車場がなく、利用者は少ない。最寄りの公共アクセスポイントとしては伊達博物館となる。こちらから南登城口までは約400m、徒歩・タクシーでの移動が可能で、56号線を北上していくルートとなり、徒歩移動に際しては駅から北登城口同様の誘導サインが整備されている。

令和5年10月8日のシルバーウィークに実施した動線アンケート調査では、観光目的での登城者242人のうち、自家用車利用が186名、83%、そして北登城口利用者が210名、87%を占める結果となり、宇和島城へは道路利用で北登城口から入城が一般的となっている。



徒歩（自転車）用誘導サイン（56号・320号の交差点）



アーケード内の誘導サイン



観光案内図（穂積橋）



道路標識

4 観光

宇和島市では市域の観光の魅力を、「歴史」、「食」、「祭」、「真珠」、「みかん」、「釣り」、「建物」、「闘牛」の8つのキーワードで表している。これらは「市域を構成する地域の豊かな歴史や、伝統として受け継がれた祭や行事、伝統的食、地場産品の真珠・みかんなど、多様な魅力ある資源に恵まれている。」ことや「宇和島城及び周辺の城下町域には、重要文化財の天守が現存する宇和島城、国指定名勝の大名庭園天赦園、宇和島藩歴代藩主等に伝えられた貴重な文化遺産を公開する宇和島市立伊達博物館をはじめとして、点在する寺社や幕末ゆかりの史跡等が多く残されている」ことがあげられる。

宇和島城天守の近年の観覧者数は、5~6万人を推移しており、市内の歴史文化施設の中では群を抜く数値である（※新型コロナウイルス対策時期を除く）。

宇和島城隣接地の関連文化遺産・施設等			
名 称	所有者	公開方式	概要・現状
丸之内和霊神社 山家公頼邸宅跡（市史跡）	—	公開	宇和島伊達家初代秀宗の家老職総奉行、山家清兵衛公頼の邸宅があった場所。長らく倉庫として使用されていたが、明治初期に丸之内和霊神社の小祠が設けられ、明治31(1898)年には伊達家が敷地を寄進。同41(1908)年に宇和島城内の日吉神社の本殿を移築した。
藩老桑折氏武家長屋門 （市有形文化財）	宇和島市	公開	市の有形文化財（建造物）。宇和島藩の家老、桑折氏の長屋門を、戦後城山北登城口に移築した。
南豫護国神社	—	公開	初代秀宗、5代村候、7代宗紀、8代宗城を祭神として鶴島神社の名で大正期に創建された。戦災で焼失したが再建、南予出身者戦没英霊を合祀し、現在の社号に改めた。
上り立ち門（市有形文化財）	宇和島市	公開	市の有形文化財（建造物）。城郭に現存する薬医門で最大の規模。木材分析により創建が慶長元～6年（1596～1601）の藤堂築城期まで遡る現存最古級の可能性を持つ。
宇和島市立伊達博物館 偕楽園跡	伊達家	公開	旧伊達家御殿跡に開館。伊達家250余年の伝来の文化遺産を所蔵・展示。敷地内の偕楽園跡は、江戸中期に縮景池泉回遊式だった庭園の一部を枯山水風に復元している
松根東洋城句碑	宇和島市	公開	祖父は宇和島藩家老・松根図書。漱石に俳句を学ぶ。俳誌「洪柿」を創刊、芭蕉の俳諧精神を尊び人間修行としての俳句道を説いた。松根邸跡の地にあった句碑を博物館敷地内に移した。
松根邸跡	宇和島市	石碑のみ	8代宗城を補佐し、大政奉還などにも関与、藩の富国強兵にも尽力した宇和島藩家老・松根図書邸の跡。石碑は孫の松根東洋城の揮毫による。
天赦園（国名勝）	伊達家	公開	7代宗紀が隠居の場所として浜御殿の南寄り一角に建造した池泉回遊式庭園。広い池を中心に竹や藤、花菖蒲等伊達家にちなんだ植栽がなされている。
宇和島城下域等の関連文化遺産・施設等			
名 称	所有者	公開方式	概要・現状
和霊神社	—	公開	伊達家の家臣山家清兵衛公頼は、秀宗の宇和島入封に従い家老として藩政を支えていたが、対立した一派の讒言により息子らと共に暗殺された。その後事件に関係する人物が相次いで変死、天災も頻発したことから、秀宗によって公頼の御霊を祀る神社が創建された。漁業を中心に広く産業の神として崇められている和霊信仰の総本山となっている。
佐伯橋	—	説明板のみ	城下町の南の入口、神田川にかかる。近くに佐伯町番所が置かれた。
土居通夫生誕地	個人	説明板のみ	宇和島藩士を経て明治期は大阪で実業家に転じ、大阪財界の最有力指導者として活躍した。9代宗徳の五男を娘婿にして跡を継がせた関係で伊達家とも関わりが深い。
大村益次郎居住地跡（市史跡）	個人	説明板のみ	8代宗城からの招聘に応じ、宇和島で2年半過ごした。

第2章 史跡宇和島城及び周辺の概要

名 称	所有者	公開方式	概要・現状
オランダおいね三角屋敷跡	個人	説明板のみ	8代宗城に厚遇され、宇和島で医院を開業した日本初の女性医師・楠本イネの住居跡。
三瀬諸淵と楠本高子新居跡	個人	説明板のみ	シーボルトの門人で、宇和島藩召し抱えの医師・三瀬諸淵と楠本イネの娘・高子が結婚し新居を構えた場所。
佛海寺	—	公開	宇和島藩医・富澤禮中、賀古朴庵ら蘭学者の墓がある。
穂積陳重・八束生家跡 (市史跡)	不明	説明板のみ	明治期に兄弟ともに法学者として活躍した穂積陳重、八束の生家。生家長屋門の建物は、宇和島城内の藤兵衛丸跡に移築されている。
高野長英の居住地跡 (市史跡)	宇和島市	説明板のみ	幕府の追及から逃れるため、8代宗城の保護によって宇和島に潜伏していた。現在は観光拠点として明治以降に建て替えられた古民家が復元改修されて建つ。住居内部は非公開。
樺崎砲台跡(市史跡)	宇和島市	公開	幕末、宇和島藩が西洋築造法を導入し、宇和島湾の防備として築造した砲台の跡。
西江寺 前原巧山の墓(市史跡)	—	公開	細工師としての技能を認められ御船手方に登用される。8代宗城より蒸気船建造の命を受け、日本人の手による2番目の蒸気船を完成させた。
龍華山等覚寺 桑折宗臣の墓(市史跡)	—	公開	初代秀宗の四男。桑折家の養子になり城代家老をつとめた後、俳人・歌人として活躍した。
金剛山大隆寺 山家公頼の墓所(市史跡)	—	公開	和霊騒動で非業の死を遂げた山家公頼は、公頼を慕う領民たちによって葬られた。おたまや様(和霊廟)として毎年7月例祭が行われる。
宇和津彦神社	—	公開	宇和島城下の総鎮守。秋祭りの練り物ハツ鹿踊り(市指定無形民俗文化財)は、伊達家ゆかりの仙台に由来する。
宇和島中町教会	—	公開	米国の宣教師ランバス父子が設立した。ランバスは7代宗紀の病を回復させたことで伊達家とも繋がりが深い。
龍華山庭園(市名勝)	—	公開	初代秀宗により開山された当時の作庭と推測される。桃山時代の特色を持つ池泉観賞式庭園。
金剛山庭園(市名勝)	—	公開	5代村候が寺の再興に着手したころの築造とされる。江戸初期の様式を残す池泉観賞式庭園。
龍光院 椎本芳室の寶篋塔(市史跡)	—	公開	天守の鬼門にあたる丘の上に伊達家の祈願所として建立された。江戸前期の俳人・椎本芳室の寶篋塔は、宇和島市最古の文学碑。また、生母が宇和島出身であった松尾芭蕉の句碑がある。
伊達秀宗の墓(夫人と殉死者 四人の墓を含む)(県史跡)	龍華山 等覚寺	公開	初代秀宗と殉死した家臣4人の墓がある。
	金剛山 大隆寺		秀宗夫人の墓がある。
伊達宗城及び夫人の墓 (県史跡)	龍華山 等覚寺	公開	8代宗城と宗城夫人の墓がある。
宇和島藩主伊達家墓所 (市史跡)	龍華山 等覚寺	公開	2代宗利、3代宗贇夫妻、4代村年、6代村寿夫妻、秀宗生母、秀宗長男、宗徳夫人の墓がある。
	金剛山 大隆寺	公開	5代村候夫妻、7代宗紀夫妻、9代宗徳、宗利夫人の墓がある。
伊達村年生母及び夫人の墓	妙長山 法円寺	公開	4代村年の生母と村年夫人の墓がある。
大和田建樹生家跡(市史跡)	個人	説明板のみ	「鉄道唱歌」等で知られる国文学者・詩人。城山南の登山口の前に生家の屋敷が残っていたが、現在は解体され市有地に保存されている。
木屋旅館(国登録有形文化財)	宇和島市	旅館営業	明治末期創業で国の有形文化財(建造物)に登録。改装され平成26年(2014)、再オープンした。
児島惟謙生誕地(市史跡)	愛媛 弁護士会	石碑・説明板	倒幕運動参加の後、司法官となる。裁判所長を歴任し大審院長に就任。大津事件では政府の圧力に屈することなく、司法権独立の基礎を築いた。宇和島税務署側に石碑が建つ。
児島惟謙銅像	宇和島市	公開	昭和60年(1985)上り立ち門前に建立。
光圀寺	—	公開	明治の浪漫派詩人・中野逍遙の墓(市史跡)、別府温泉の観光開発に尽力した実業家・油屋熊八の墓がある。
穂積橋(国登録記念物)	—	公開	法学者穂積陳重ゆかりの橋。橋畔に碑がある。平成30年(2018)、国登録記念物(遺跡関係)に登録。
宇和島市立歴史資料館 (国登録有形文化財)	宇和島市	公開	明治17年(1884)、宇和島警察署として建築。戦後、西海町役場として移築後、平成4年(1992)、現在地に移築された。
西江寺庭園(県名勝)	—	公開	江戸初期の作庭。築山や平庭の随所に配石の妙が見られ桃山期の様式がうかがえる。

観光施設等	
名 称	概 要
道の駅きさいや広場	食や物産品等を通じて宇和島の魅力に気軽に触れることのできる交流拠点施設として、平成21年(2009)4月宇和島港近くにオープン。多目的広場等のサービス施設や、市のシンボル・牛鬼を紹介する牛鬼館、特産品の真珠を展示する真珠館が併設されている。
観光情報センター シロシタ	城山と商店街や周辺施設などをつなぐ観光拠点施設として令和3年(2021)8月にオープン。建物内には休憩スペースやお土産などを販売する物販コーナー、民芸品の体験コーナーが設けられている。
学習交流センター パフィオうわじま	宇和島駅前に複合施設として平成30年4月にオープン。生涯学習センターと図書館、子育て世代活動支援センターの3つの機能を併せ持つ。
宇和島市営闘牛場	農村で行われていた牛の「突きあい」は、和霊土俵を中心として戦前最も盛んになり、戦後は観光名物として注目されるようになった。観光用闘牛と年数回定期大会が開催されており、7月の和霊大祭には和霊大祭場所が開かれる。
行催等	
名 称	概 要
和霊大祭	7月23日・24日に行われる和霊神社の夏祭り。和霊神社から丸ノ内和霊神社まで、稚児行列と御霊を移した神輿の行列が市街中心を練り歩く。
うわじま牛鬼まつり	和霊大祭に合わせて7月下旬に開催され、南予各地に伝わる悪魔払いの祭礼・牛鬼の練り歩きが市街中心で行われる。
鹿踊り	初代藩主秀宗が宇和島に入部した折、仙台から伝えられた。宇和津彦神社のハツ鹿を源流に、南予一円に広がり各地に残っている。地区によっては鹿の数が異なる。
伊達なうわじまお城まつり	平成27年(2015)の宇和島伊達400年祭で、伊達秀宗の宇和島入部を再現した「秀宗公入部伊達五十七騎大武者行列」が開催された。翌年からは「伊達なうわじまお城まつり」として、令和2~3年(2020~2021)を除いて継続的に開催されている。

宇和島市の主要観光施設の入館者数一覧

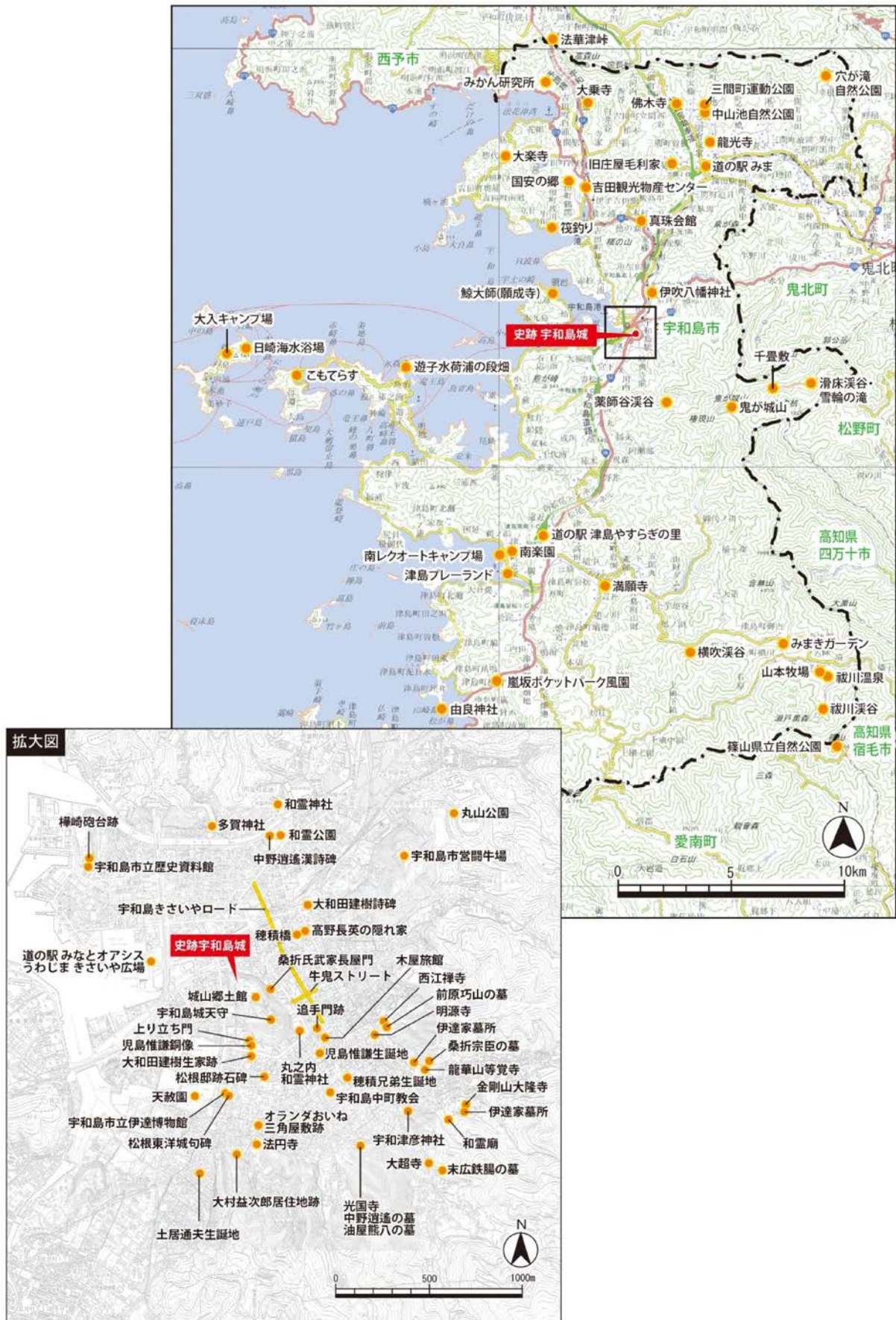
施設名	R5	R4	R3	R2	R1	備 考
宇和島城	56,464	47,449	24,616	33,304	57,532	
伊達博物館	8,690	7,747	6,184	7,067	12,833	
天赦園	14,337	12,453	9,949	9,556	19,319	
歴史資料館	2,608	2,215	2,149	2,398	3,822	
和霊神社	77,367	74,280	69,073	60,841	108,153	
シロシタ	13,894	-	-	-	-	R3.8月オープン
きさいや広場	1,215,689	1,172,797	543,947	554,507	626,819	道の駅
計	1,389,049	1,316,941	655,918	667,673	828,478	



国名勝 天赦園



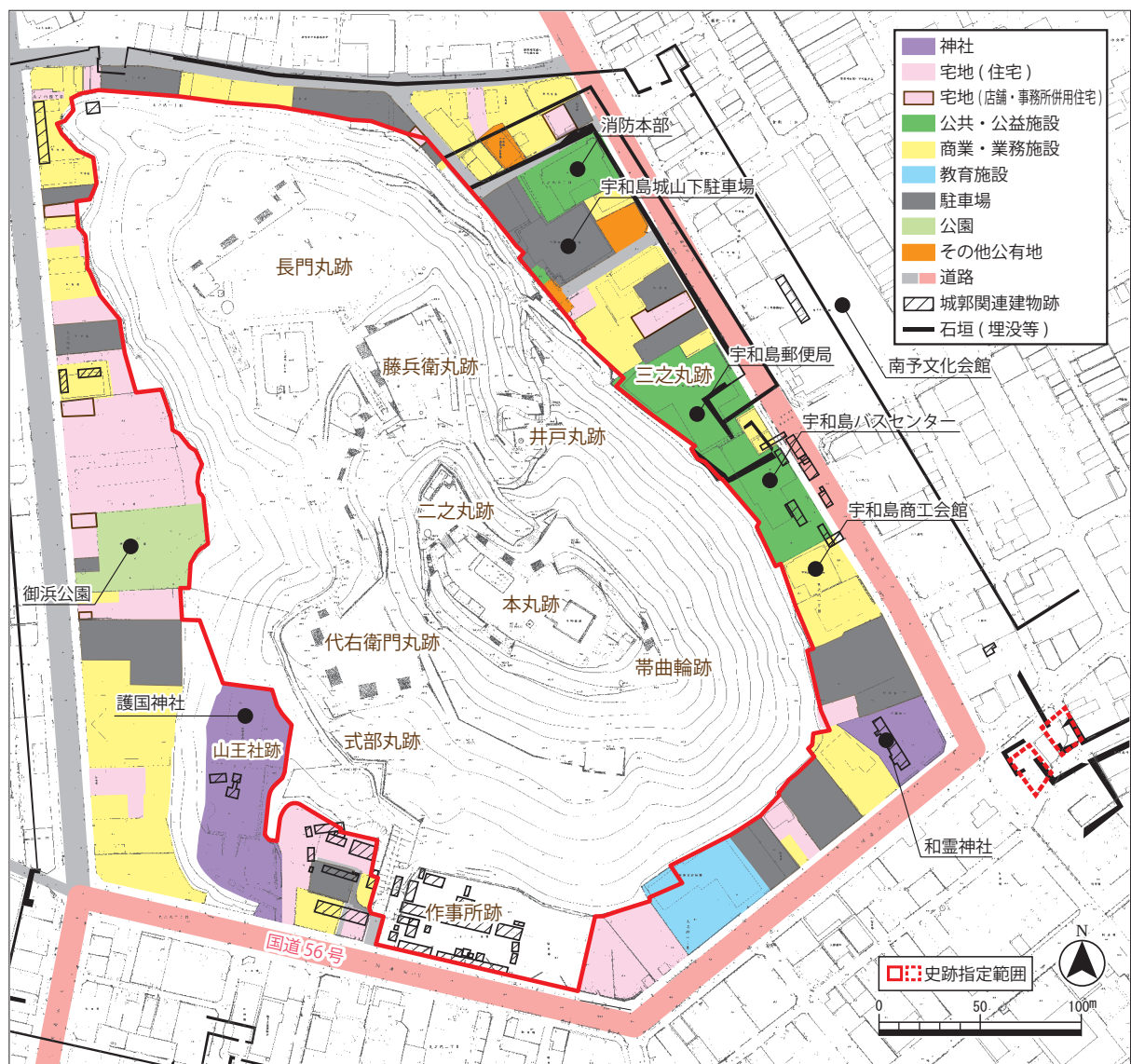
市史跡 樺崎砲台跡



周辺観光資源分布状況図

5 周辺土地利用

史跡宇和島城は、史跡指定地を取り巻くように住宅や商業・業務施設等が張りついている。またかつての城周辺を巡る歴史的な道路を引き継ぐ形で国道56号が南側と東側を通っている。特に東側の国道沿いには、公共・公益施設が集中的にこの南北方向の国道沿いには、多くの公共施設や公益施設が接している。中でも三之丸跡には消防署、宇和島城への来訪者も利用している市営駐車場、郵便局といった大規模な施設がある。またかつての山王社跡は現在南豫護国神社となっている。



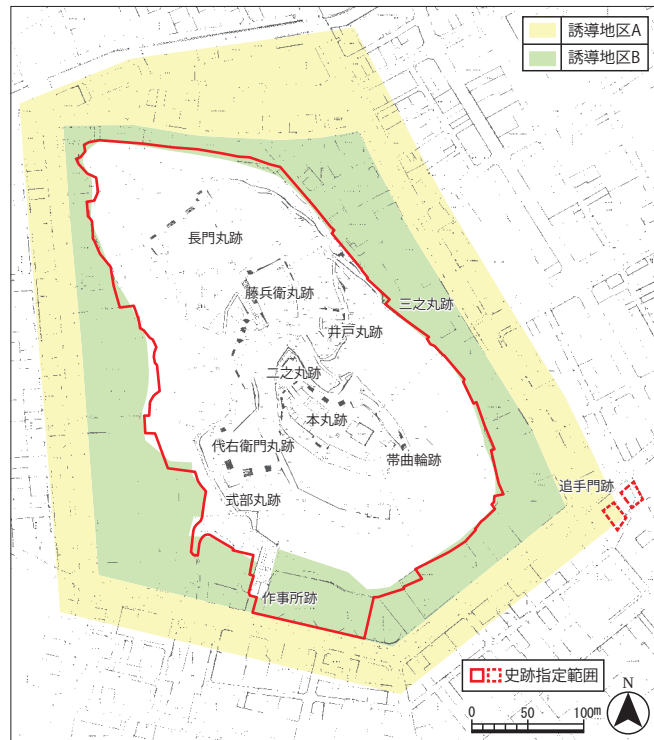
史跡指定地周辺の土地利用状況図

6 法的規制

区域、名称等		根拠法令等	規制内容等	許可等権限者	
史跡指定地内	史跡	宇和島城跡	文化財保護法	文化庁長官の許可等	
	重要文化財建造物	宇和島城天守			
	有形文化財建造物	上り立ち門	宇和島市文化財保護条例	市教育委員会の許可	
	都市施設 都市公園 (歴史公園)	城山公園	都市公園法	市長の許可	
	都市計画区域 用途地域 商業地域・近隣商業地域	都市計画区域は全域 追手門跡周辺：商業地域 作事所跡周辺：近隣商業施設	都市計画法	3,000㎡以上の開発行為 建築物の用途・規模制限、建ぺい率、容積率	市長の許可 (開発行為)
	景観計画区域外	全域	宇和島市景観条例	大規模建築物（建築基準法 6 条 1 項 2 号と 3 号による）工作物・広告物の新・増・改築・移転・模様替え・色彩の変更等	市長に届出
	「急傾斜地の崩壊」 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	城山斜面部	土砂災害防止法	特定開発行為の許可制、建築物の構造規制、建築物等の移転の勧告・支援措置等（特別警戒区域） 防災計画における警戒避難体制等の策定・市長による上方周知（警戒区域） 対策施設（擁壁、のり枠等）設置の可能性	知事の許可 (特定開発行為)
	都市景観形成誘導地区：B 地区	作事所跡	宇和島城周辺都市景観形成誘導要領	建築物・工作物の建築・設置における都市景観形成誘導基準の遵守 (高さ規制含む 16m 以下)	市長に届出
宇和島市城山鳥獣保護区 (身近な鳥獣生息地)	城山（令和 11 年 10 月 31 日まで）	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	（鳥獣の誘致または鳥獣の保護思想の普及啓発等が必要な区域） 狩猟の禁止		
史跡指定地周辺	周知の埋蔵文化財包蔵地	宇和島城跡	文化財保護法	土木工事等	文化庁長官に届出
	史跡	山家公頼邸宅跡	宇和島市文化財保護条例	現状変更、保存に影響を及ぼす行為	市教育委員会の許可
	名勝	天教園	文化財保護法	現状変更、保存に影響を及ぼす行為	文化庁長官の許可
	都市計画区域 用途地域 商業地域・近隣商業地域	城山周縁部	都市計画法	3,000㎡以上の開発行為 建築物の用途・規模制限、建ぺい率、容積率	市長の許可 (『開発行為])
	景観計画区域外	全域	宇和島市景観条例	大規模建築物（建築基準法 6 条 1 項 2 号と 3 号による）工作物・広告物の新・増・改築・移転・模様替え・色彩の変更等	市長に届出
	都市景観形成誘導地区：A 地区、B 地区	A 地区：国道 56 号城山外縁部・北は県道 269 号沿道 B 地区：国道 56 号城山側・北は市道以南	宇和島城周辺都市景観形成誘導要領	建築物・工作物の建築・設置における都市景観形成誘導基準の遵守 (高さ規制含む 16m 以下)	市長に届出
	国道・県道・市道	城山周縁部：国道 56 号、 県道 269 号、その他市道	道路法	道路占用等	道路管理者の許可
	「急傾斜地の崩壊」 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域： 城山裾部直下 土砂災害警戒区域：城山周縁部	土砂災害防止法	特定開発行為の許可制、建築物の構造規制、建築物等の移転の勧告・支援措置等（特別警戒区域） 防災計画における警戒避難体制等の策定・市長による情報周知（警戒区域）	

「宇和島城周辺都市景観形成誘導要領」は、宇和島城周辺に独自に設定されている要領で、目的としては「自然及び歴史的環境と調和した個性的ですぐれた宇和島城周辺の都市景観を守り、育て、創ることについて必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、住環境の向上と良好な都市景観の形成を図る」こととしている。このため宇和島城周辺に都市景観形成誘導地区を設定し、建築物の建築・工作物の設置に際しては都市景観形成誘導基準に応じたデザイン等として、市長にその内容を届け出るように指導している。

都市景観形成誘導基準は以下のような内容である。

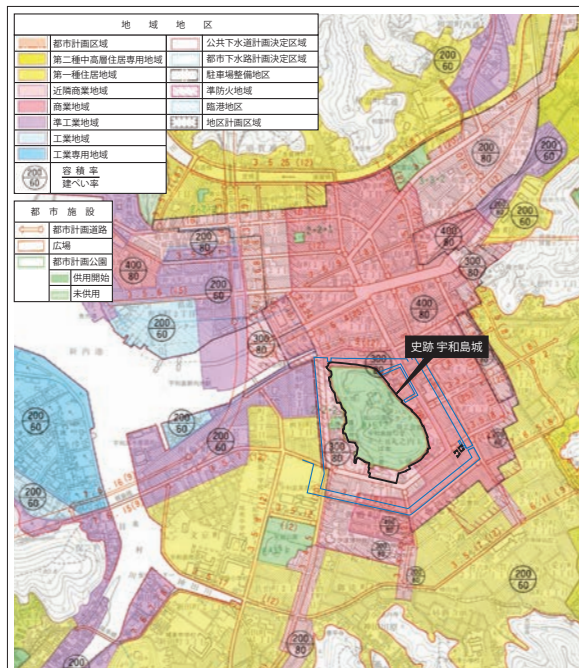


都市景観形成誘導地区
(宇和島城周辺都市景観形成誘導要領)

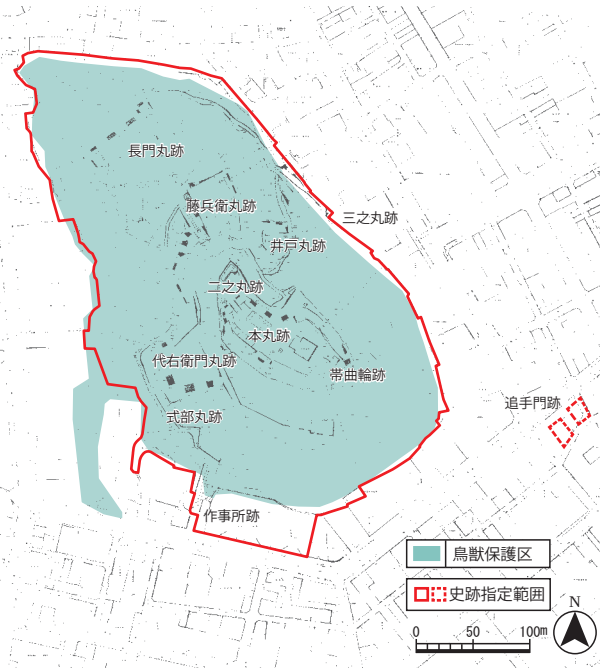
項 目		A 地区	B 地区
敷地	有効空地の確保	—	壁面後退等により積極的に有効空地を確保する。
	高 さ	—	16m 以下（塔屋を除く。地上 4～5 階まで） 塔屋は城山の眺望を妨げないよう考慮する。
	形 態	屋根部分のデザインに配慮する。 塔屋、屋外階段、付属建物は建物と一体感のあるデザインとする。	屋根部分のデザインに配慮する。 塔屋、屋外階段、付属建物は建物と一体感のあるデザインとする。
建築物	色彩・素材	外壁の色彩は、城山景観に調和したものとする。 建物の素材は、良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易なものを使用する。	外壁の色彩は、城山景観に調和したものとする。 建物の素材は、良質で汚れにくく、耐久性に優れ、維持管理の容易なものを使用する。
	建築設備	建築設備は原則として公共に供する場所（公園、道路等）から見えない位置に設置する。（やむを得ず設置する場合は、景観上の配慮をする。）	建築設備は原則として公共に供する場所（公園、道路等）から見えない位置に設置する。（やむを得ず設置する場合は、景観上の配慮をする。）
	広告物	屋外広告物、壁面利用広告物は建物と一体的なデザインとする。 独立広告塔の設置場所やデザインは周辺との調和を図る。	屋外広告物、壁面利用広告物は建物と一体的なデザインとする。 独立広告塔の設置場所やデザインは周辺との調和を図る。
工作物	建築設備	建築設備は原則として公共に供する場所（公園、道路等）から見えない位置に設置する。（やむを得ず設置する場合は、景観上の配慮をする。）	建築設備は原則として公共に供する場所（公園、道路等）から見えない位置に設置する。（やむを得ず設置する場合は、景観上の配慮をする。）
	広告物	屋外広告物、壁面利用広告物は建物と一体的なデザインとする。 独立広告塔の設置場所やデザインは周辺との調和を図る。	屋外広告物、壁面利用広告物は建物と一体的なデザインとする。 独立広告塔の設置場所やデザインは周辺との調和を図る。

土砂災害防止法に基づく「急傾斜地の崩壊」の土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が、史跡宇和島城の斜面部及び史跡周縁部の斜面裾部に指定されている。急傾斜地の崩壊とはがけ崩れのことであり、急斜面地のがけ崩れによってその裾部の人家等に被害を与える恐れがある箇所が指定されている。宇和島城においては近年においても斜面の崩壊により山麓部に落石被害が発生している。愛媛県では被害の発生防止のため、平成 28 年（2016）より宇和島城の城山斜面部の裾部付近を中心に落石防止や斜面安定等のための「インパクトバリア工法」「タフフレキシブルフレーム」などによる急傾斜地崩壊対策事業を実施している。

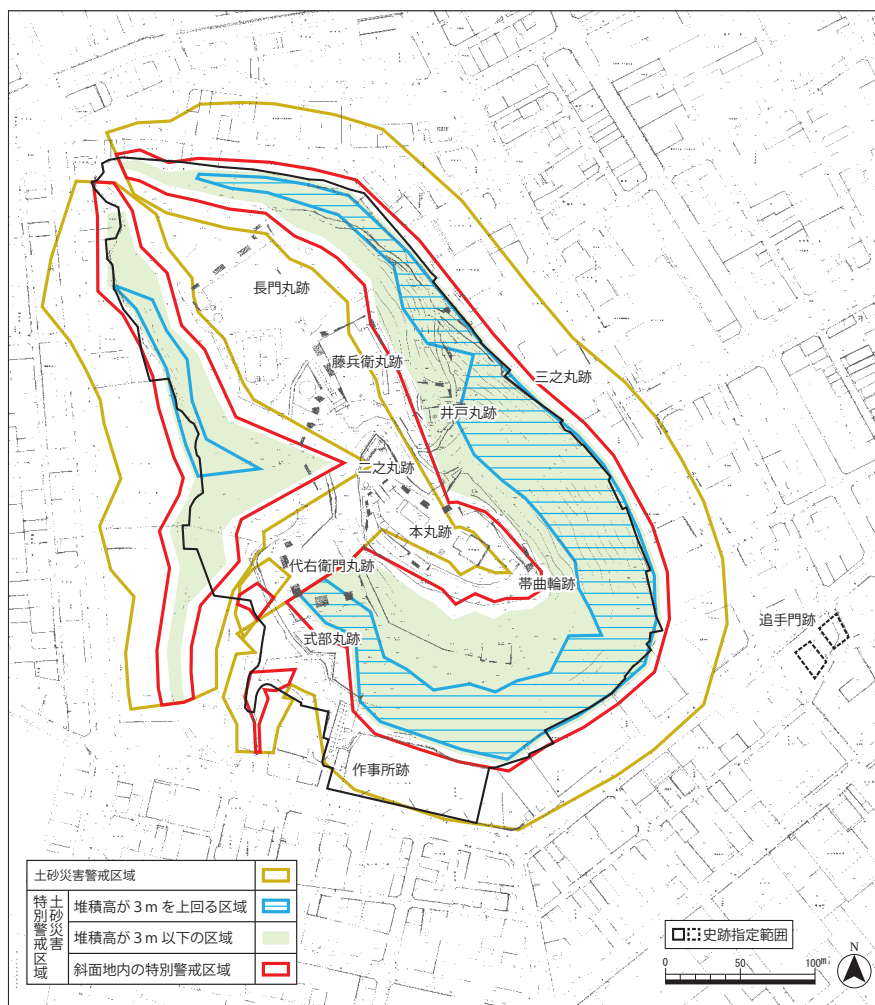
第2章 史跡宇和島城及び周辺の概要



都市計画法による用途地域・都市施設
(都市計画道路・都市計画公園等)



鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の
適正化に関する法律による鳥獣保護区



土砂災害防止法による土砂災害計画区域・土砂災害特別警戒区域(急傾斜地の崩壊)